

少子化対策特別部会（第16回）

平成20年10月29日（水）

15:00～17:00

厚生労働省 省議室（9階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

1. 放課後児童クラブについて
2. すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて
3. 関係者からのヒアリング

— ヒアリング出席者

- バオバブ保育園ちいさな家園長 遠 山 洋 一
- 特定非営利活動法人びーのびーの事務局長
港北区地域子育て支援拠点どろっぶ施設長 原 美 紀

[配付資料]

- 資料1 放課後児童クラブについて
- 資料2 すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて
- 資料3 遠山参考人提出資料
- 資料4 原参考人提出資料

- 参考資料1 杉山委員提出資料
- 参考資料2 第3回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会資料（抜粋）

放課後児童クラブについて

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系性、普遍性、連続性の実現	<p>《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し) ・ 契約などの利用方式のあり方 ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等) ・ 情報公表や第三者評価の仕組み ・ 地域の保育機能の維持向上 <p>(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)</p>	多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性	<p>質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障</p> <p>《保育サービスの「質」の維持・向上》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の役割拡大に応じた検討 ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上 	社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担
	<p>《放課後児童対策の仕組み》</p> <p>《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》</p> <p>妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 量的拡充 ・ 質の維持・向上 ・ 財源のあり方 		<p>質の向上に向けた取組の促進方策</p>	

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

1. 放課後児童クラブについて

【事業の内容】

- 共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。
- 放課後児童クラブは、平成9年の児童福祉法改正により事業が法定化され、当該事業の実施については、市町村の努力義務として規定されている。

〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)〕

第六条の二 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ (略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

対象児童

- 保護者が労働等により昼間家にいない小学1～3年の就学児童
- その他、健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の児童、小学校4年生以上の児童)

実施場所

小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用施設、児童館・児童センター、公民館などの公的施設、民家・アパート、保育所、幼稚園、団地集会所、その他専用施設など

運営主体

市区町村、社会福祉法人、NPO法人、保護者会、保護者や地域住民等により構成される運営委員会、任意団体など

職員体制

- 放課後児童指導員を配置
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

放課後児童クラブの1日(平日の例)

13:30~14:00頃

利用児童の来所 (下級生から順次来所)

- 出欠の確認、連絡帳の提出
- 宿題、遊び、休息など、それぞれの日課や体調等に含ませて過ごす

16:00頃

おやつの時間

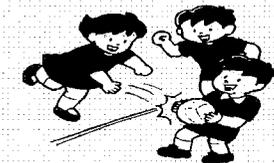
- 準備、後片付けの実施
- 子どもと一緒に手作りのおやつを作るクラブもあり
- その後、集団遊び、レクリエーション等

17:45頃

掃除の時間

18:00頃

集団等により帰宅



【現状】(平成20年5月現在)

- クラブ数 17,583か所(全国の小学校区約22,000校のおよそ8割程度)
⇒平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、原則としてすべての小学校区での実施をめざす
- 登録児童数 794,922人(全国の小学校1～3年生約353万人の2割程度)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,096人[利用できなかった児童がいるクラブ数 2,289か所]

【事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]】

○平成20年度予算額 186.9億円(28.4億円増)

○運営費

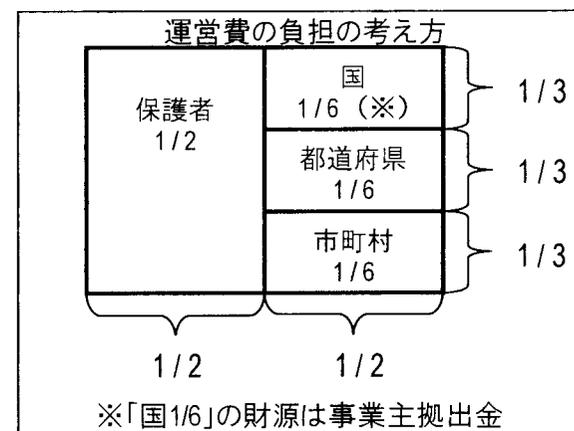
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、
原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36～70人の場合、基準額:240.8万円

※ 6時間以上開所しているクラブが、18時以降開所延長する場合に長時間開所に係る加算あり

○整備費

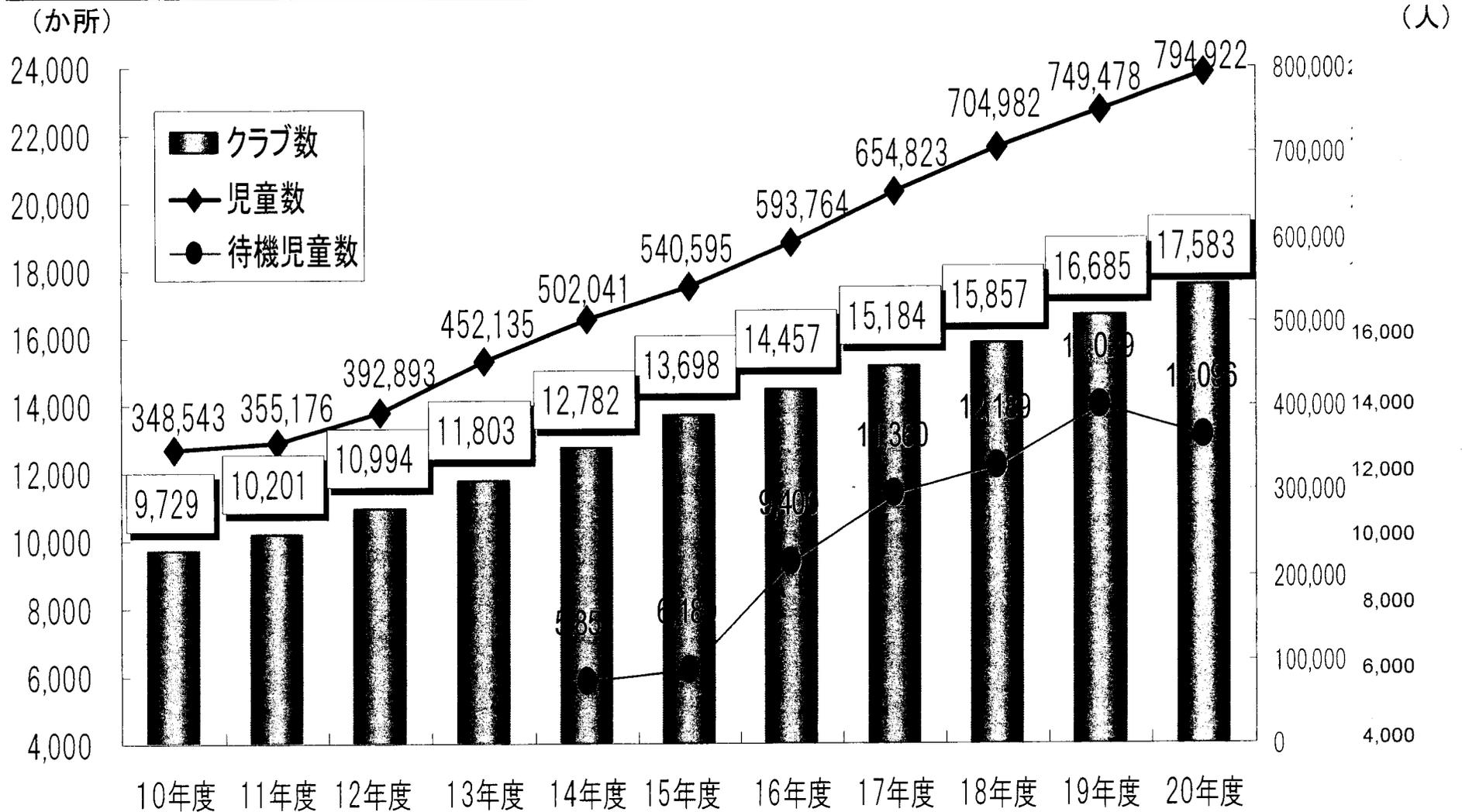
- ・新たに施設を創設する場合(基準額:1,250万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



2. 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

3. 「新待機児童ゼロ作戦」について(概要)

趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

○ 働き方の見直しによる
仕事と生活の調和の実現

○ 「新たな次世代育成
支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。



希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

目標・具体的施策

希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間で集中重点期間とし、取組を進める。



<10年後の目標>

- ・ 保育サービス(3歳未満児)の提供割合
20% → 38% (※)
【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・ 放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合 19% → 60% (※)
【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには
一定規模の財政投入が必要

税制改革の動向を踏まえつつ、
「新たな次世代育成支援の枠組み」
の構築について速やかに検討。

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- ・ ○ 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕
- ・ 保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実
- ・ ○ 小学校就学後まで施策対象を拡大
- ・ 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保
- ・ ○ 地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕
- ・ 女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大
- ・ ○ 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

4. 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～ (概要)(抜粋)

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生み育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- 1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- 2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- 3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- 4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- 5 厚生労働行政に対する信頼の回復

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等 (※)集中重点期間(平成20～22年度)の目標

- 1 保育サービス:顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26% (※10年間で20%→38%)に引き上げる。
- 2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32% (※10年間で19%→60%)とすることを目標し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要 (そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当)

5. 放課後児童クラブに係る補助要件について

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

4. 開所日・開所時間

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

5. 施設・設備

- ・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

6. 事業の内容

- (1)放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2)出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3)放課後児童の活動状況の把握
- (4)遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5)遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6)連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7)家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8)その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6. 放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

12. 事業内容等の向上について

- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

13. 利用者への情報提供等

14. 要望・苦情への対応

7. 放課後児童クラブの実施状況①

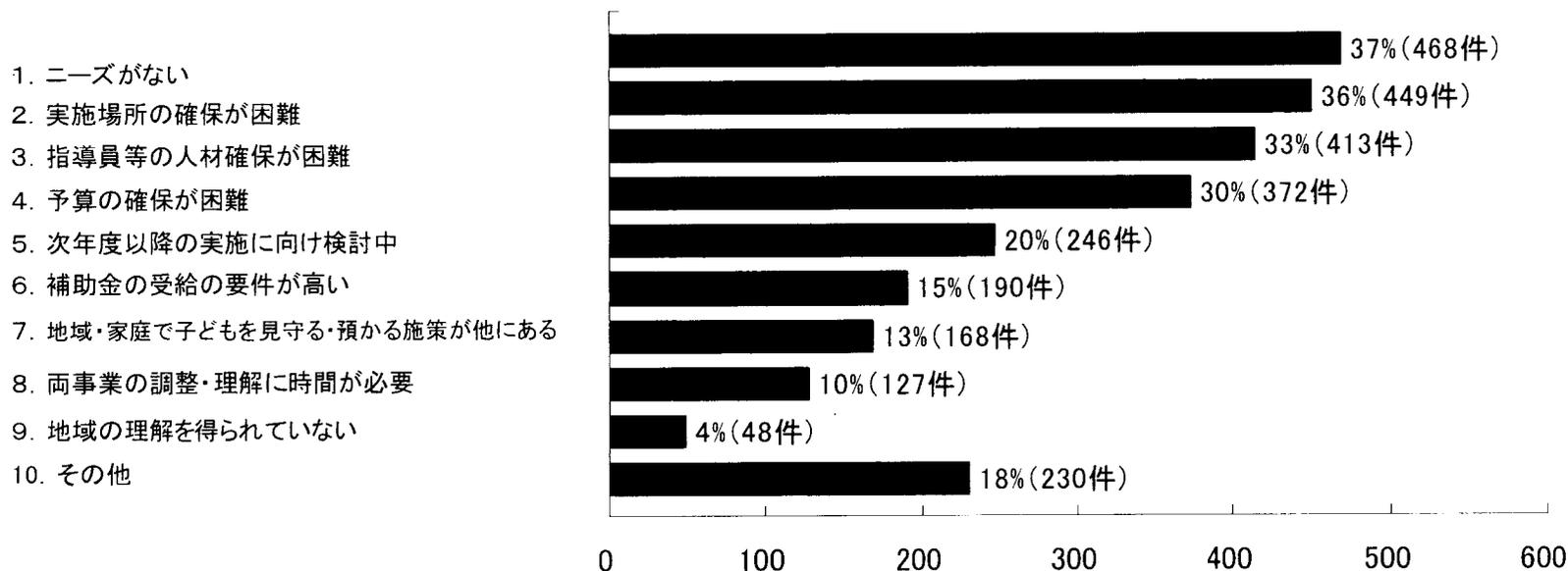
(1) 放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数 (割合)	7,766小学校区 (35.5%)	7,227小学校区 (33.0%)	6,881小学校区 (31.5%)

(2) 放課後児童クラブを実施していない理由

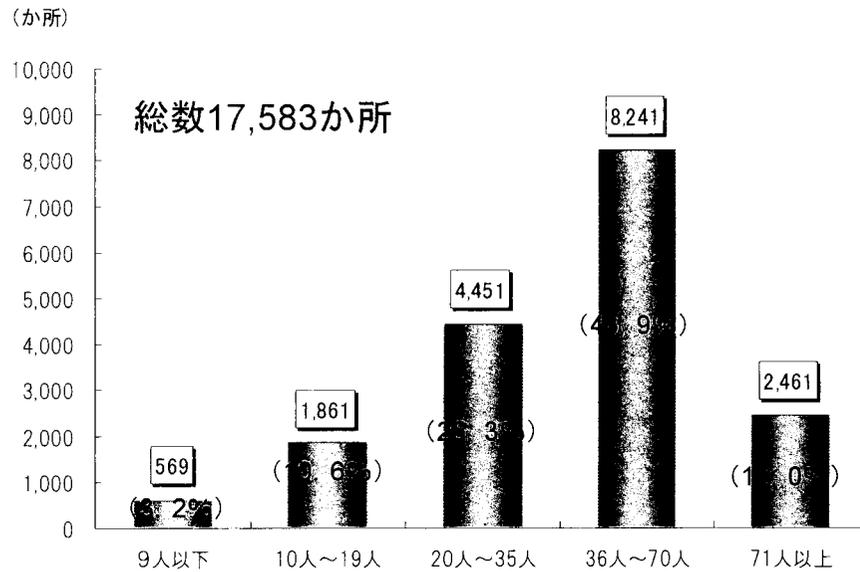
放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



7. 放課後児童クラブの実施状況②

実施規模別クラブ数の状況

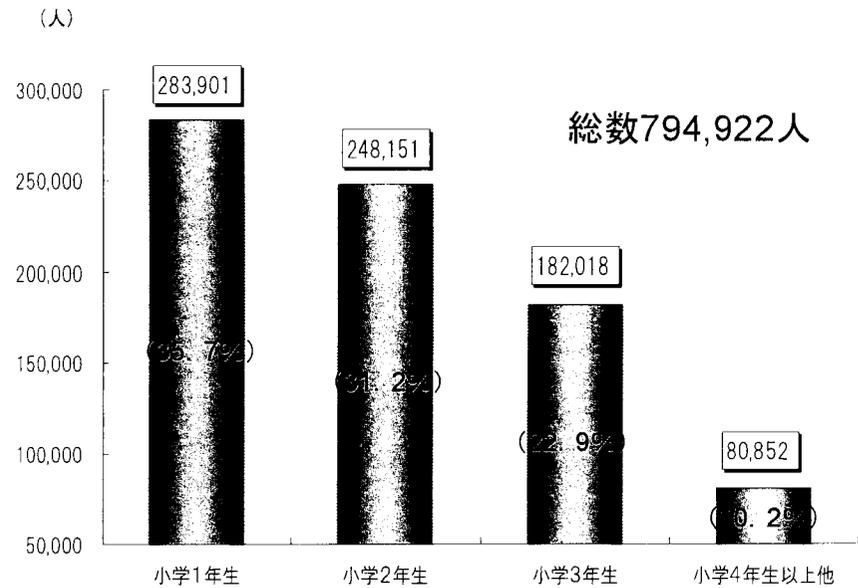
児童数36～70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。

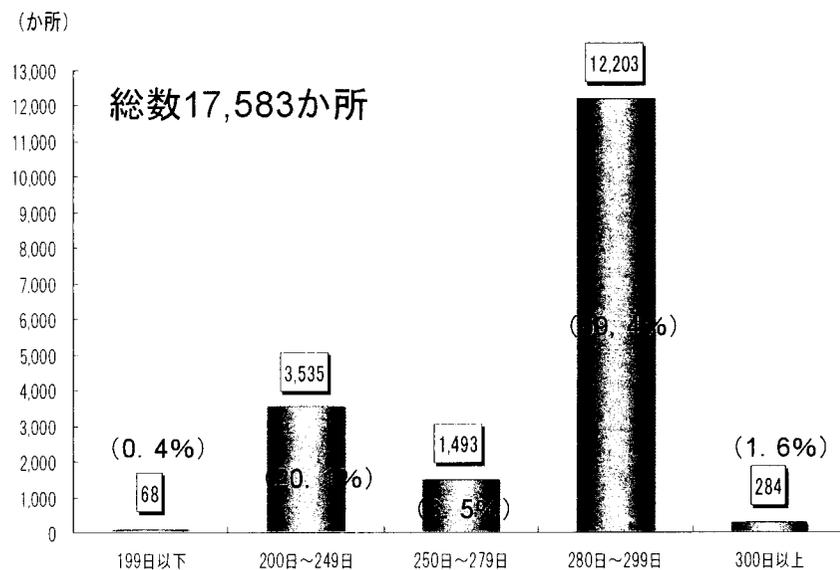


注：()内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

年間開設日数別クラブ数

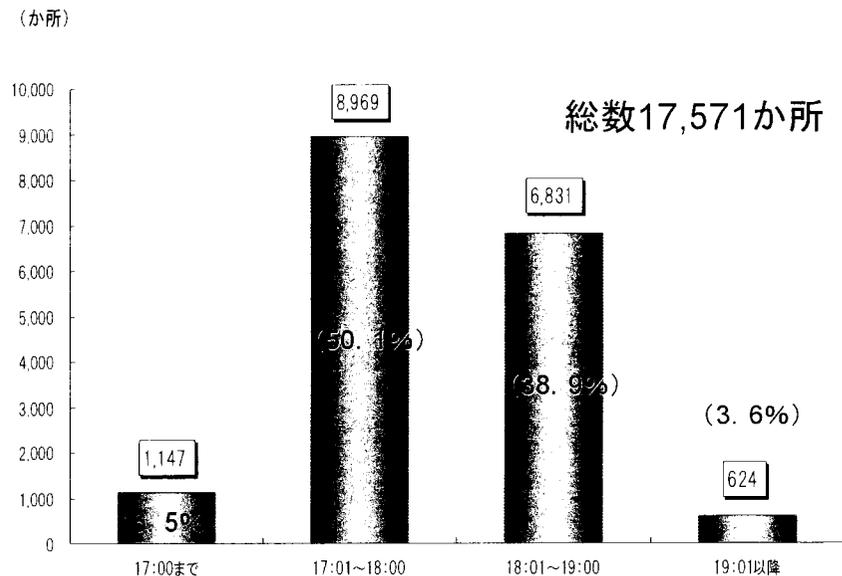
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注: ()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



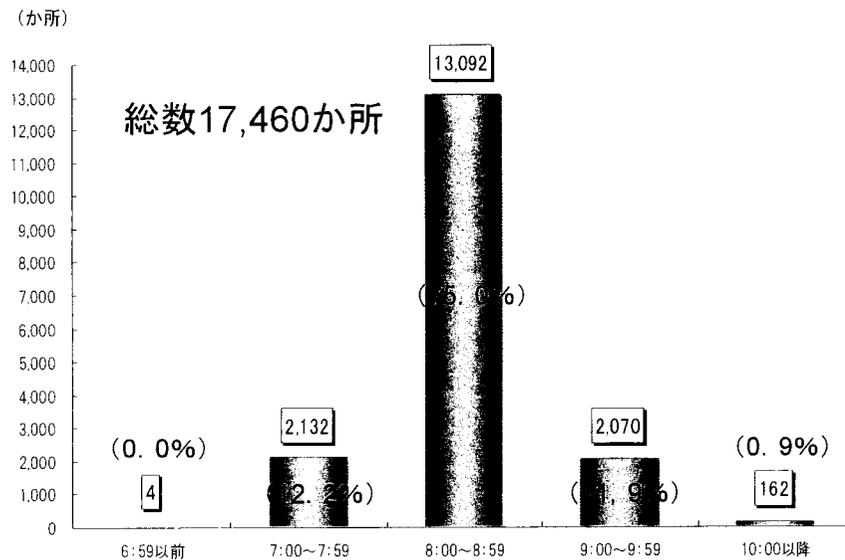
注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

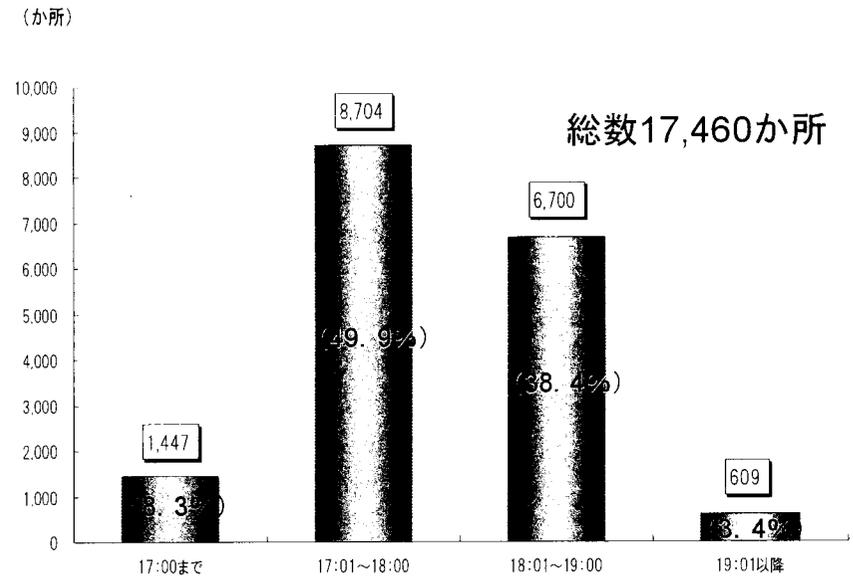


注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等を開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



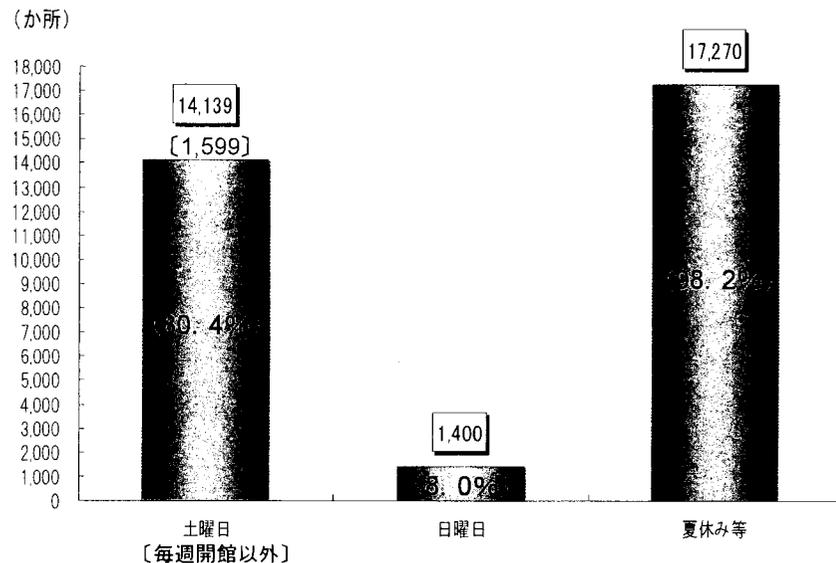
注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等を開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開館状況

土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。

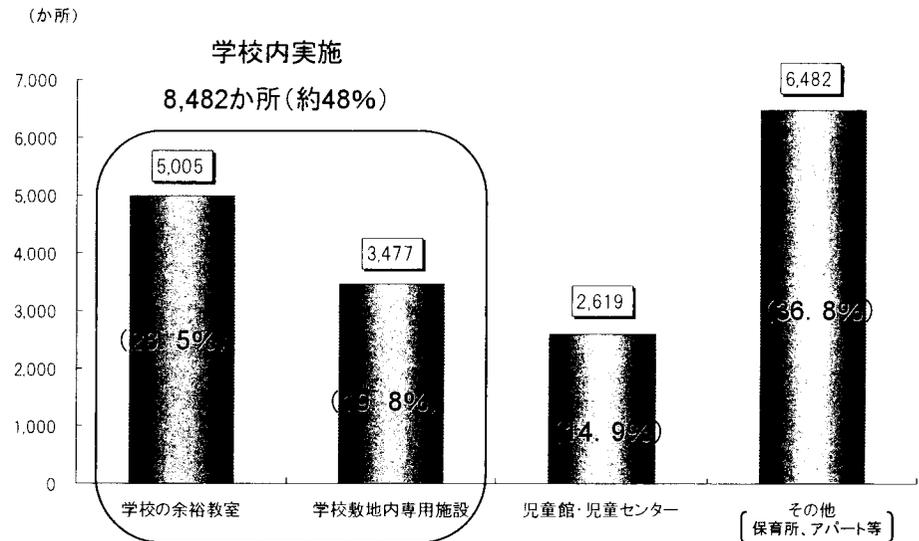


注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: []内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

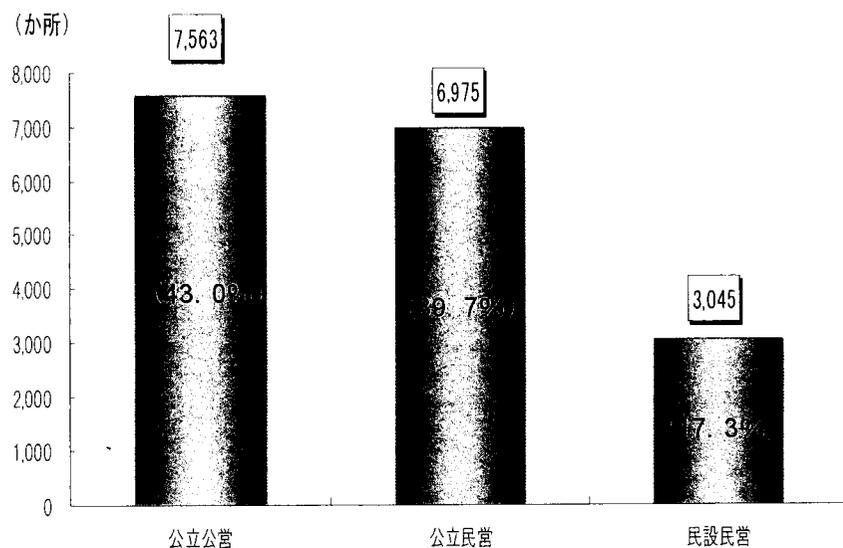


注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

設置・運営主体別クラブ数の状況

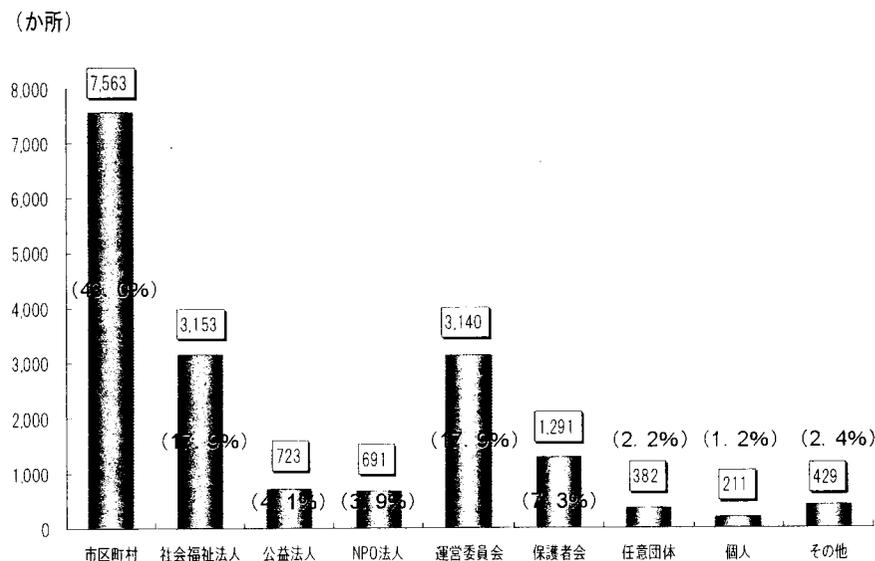
公立による実施が8割を超えている。



注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



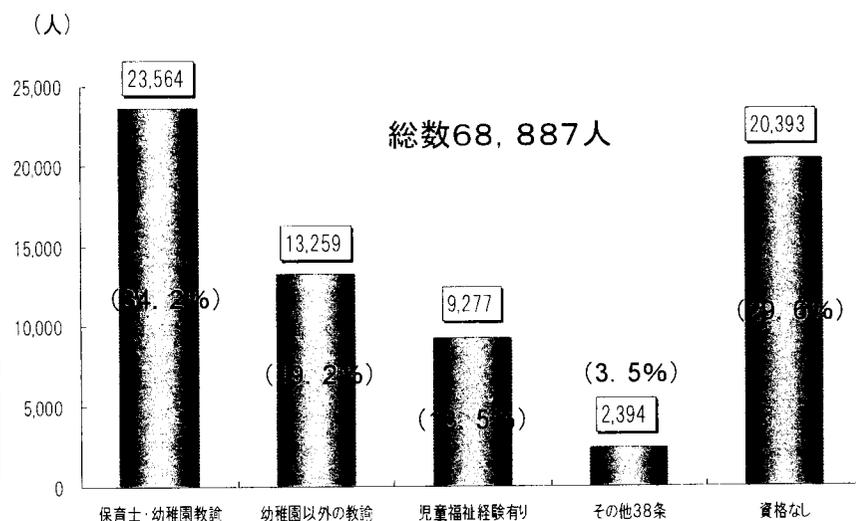
注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



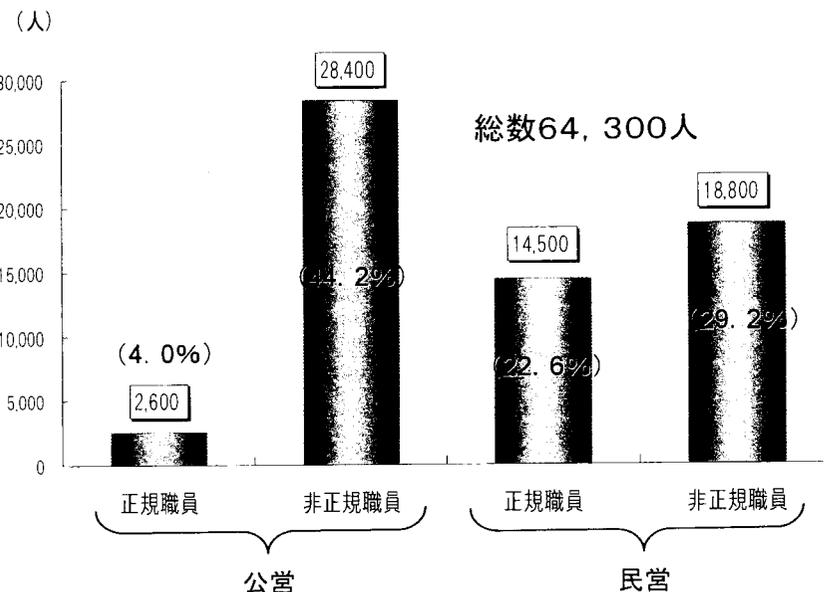
注1: ()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2: 「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



注: ()内は総数(64,300人)に対する割合。

※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

7. 放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

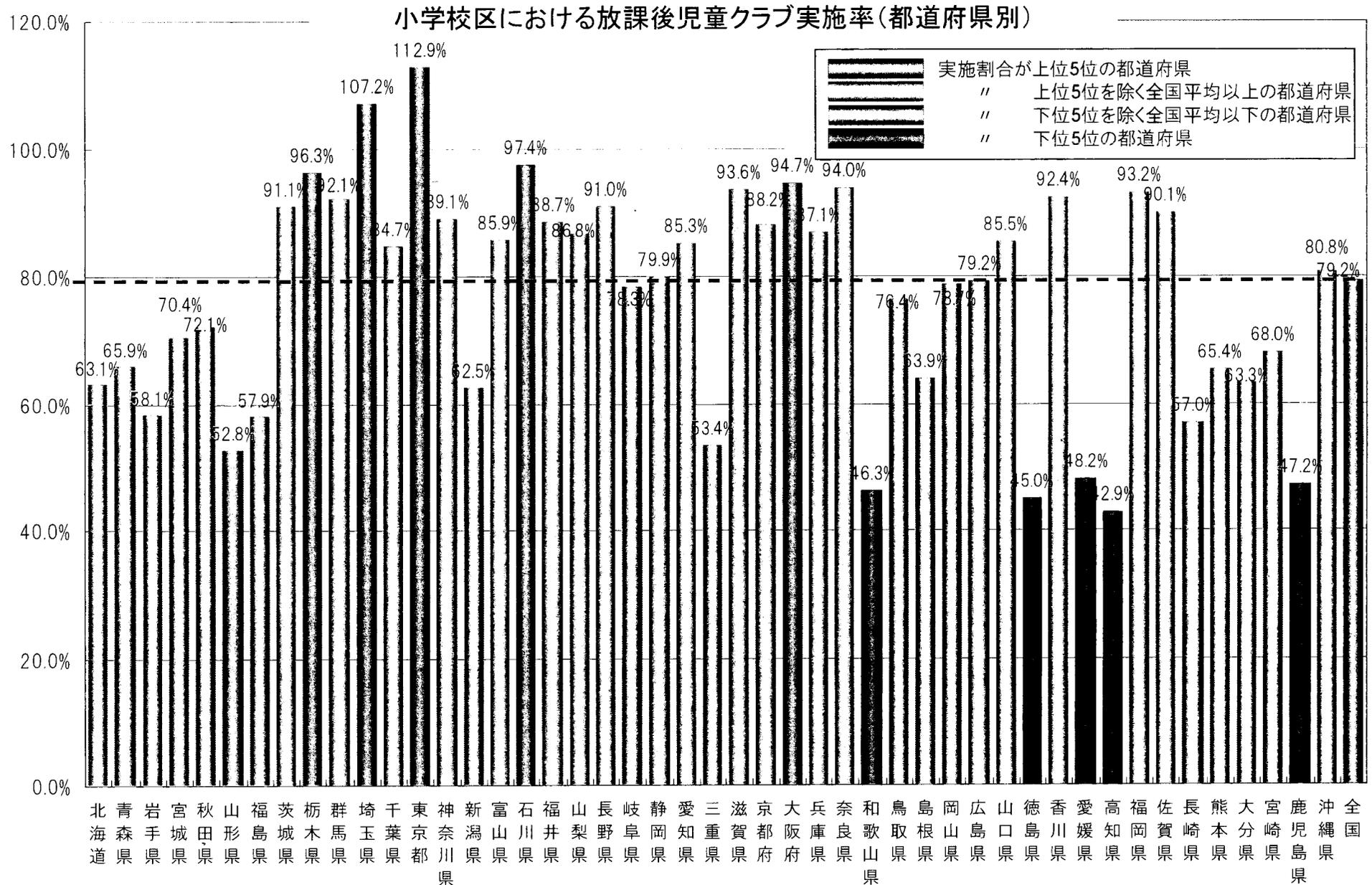
	2003年調査	2007年調査
5,000円未満	49.1%	41.8%
5,000～10,000円未満	40.3%	46.4%
10,000～15,000円未満	9.4%	10.1%
15,000～20,000円未満	1.1%	1.7%
20,000円以上	0.1%	0%

<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

	割合
利用料なし	9.4%
2,000円未満	8.0%
2,000～4,000円未満	19.8%
4,000～6,000円未満	20.1%
6,000～8,000円未満	15.4%
8,000～10,000円未満	6.9%
10,000～12,000円未満	7.8%
12,000～14,000円未満	3.6%
14,000～16,000円未満	2.9%
16,000円以上	3.1%

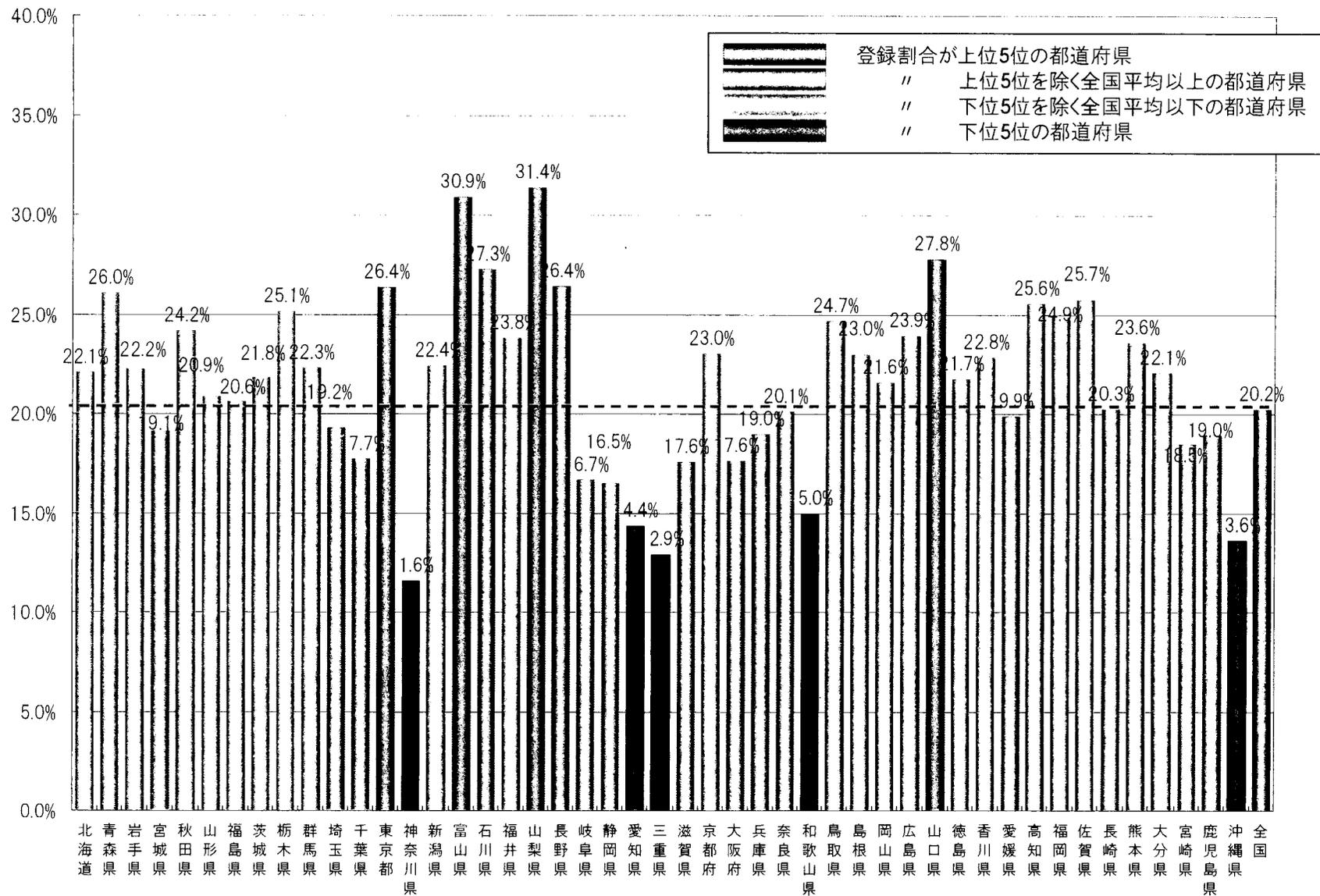
<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

7. 放課後児童クラブの実施状況④



- (注)1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在の所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)

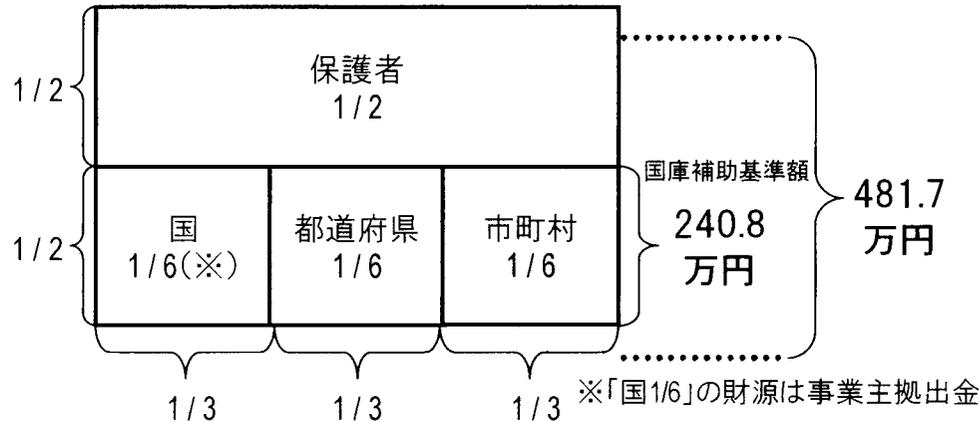


- (注)1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

8. 放課後児童クラブの国庫補助について

【運営費に対する国の助成〔児童手当勘定(特別会計)〕】

運営費の負担の考え方(児童数36~70人の場合)



- 全体の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- 残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- 児童数36~70人の場合、国庫補助基準額:240.8万円
- その他、開設日数・開設時間に応じて加算

※ 250日は、授業日=200日、長期休暇45日、クラブ運営上必要な日(遠足等を想定)土日で5日を想定。

児童1人当たりの公費負担額 (保育所との比較)

【放課後児童クラブ】(1人当たり月額)

公費負担額
2,900円

※平成20年度放課後児童健全育成事業費予算額を基に算出

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	公費負担額
0歳児	13.8万円
1・2歳児	6.8万円
3歳児	2.2万円
4歳以上児	1.7万円

※平成20年度保育所運営費負担金予算額を基に算出

(参考)放課後児童クラブにかかる平成21年度概算要求額 278.5億円(91.6億円増)

9. 指導員の処遇について

指導員の平均勤続年数は、常勤で5年未満が約4割、非常勤で3年未満が約5割となっており、短期間なものとなっている。

(施設数)

		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上	合計
	常勤	8 (0.8%)	89 (8.8%)	274 (27.0%)	354 (34.9%)	152 (15.0%)	138 (13.6%)	1,015
	公立公営	0 (0.0%)	3 (1.2%)	22 (8.8%)	19 (7.6%)	80 (32.1%)	125 (50.2%)	249
	公立民営	6 (1.0%)	54 (9.0%)	213 (35.4%)	284 (47.2%)	39 (6.5%)	6 (1.0%)	602
	私立民営	2 (1.2%)	32 (19.5%)	39 (23.8%)	51 (31.1%)	33 (20.1%)	7 (4.3%)	164
	非常勤	58 (6.5%)	378 (42.2%)	311 (34.7%)	124 (13.8%)	22 (2.5%)	3 (0.3%)	896
	公立公営	38 (16.6%)	110 (48.0%)	44 (19.2%)	32 (14.0%)	5 (2.2%)	0 (0.0%)	229
	公立民営	13 (2.4%)	199 (36.7%)	240 (44.3%)	74 (13.7%)	14 (2.6%)	2 (0.4%)	542
	私立民営	7 (5.6%)	69 (55.2%)	27 (21.6%)	18 (14.4%)	3 (2.4%)	1 (0.8%)	125

<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

常勤指導員の月給の平均は、約20万円であり、非常勤指導員の月給の平均は、約8.2万円となっている。

(施設数)

	5万円未満	5万円～ 10万円未満	10万円～ 15万円未満	15万円～ 20万円未満	20万円～ 25万円未満	25万円～ 30万円未満	30万円～ 40万円未満	40万円以上	合計
常勤	4 (0.4%)	29 (3.1%)	102 (10.9%)	568 (60.5%)	80 (8.5%)	18 (1.9%)	74 (7.9%)	64 (6.9%)	939
公立公営	1 (0.5%)	6 (2.9%)	18 (8.8%)	36 (17.6%)	5 (2.4%)	7 (3.4%)	71 (34.6%)	61 (29.7%)	205
公立民営	2 (0.3%)	19 (3.3%)	49 (8.5%)	473 (81.8%)	30 (5.2%)	3 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)	578
民立民営	1 (0.6%)	4 (2.6%)	35 (22.4%)	59 (37.8%)	45 (28.8%)	8 (5.1%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	156
非常勤	273 (31.2%)	365 (41.8%)	92 (10.5%)	101 (11.6%)	41 (4.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	874
公立公営	68 (28.6%)	30 (12.6%)	18 (7.6%)	83 (34.9%)	38 (16.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	238
公立民営	172 (33.0%)	288 (55.3%)	46 (8.8%)	12 (2.3%)	2 (0.4%)	0 (0.0)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	521
民立民営	33 (28.7%)	47 (40.9%)	28 (24.3%)	6 (5.2%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	115

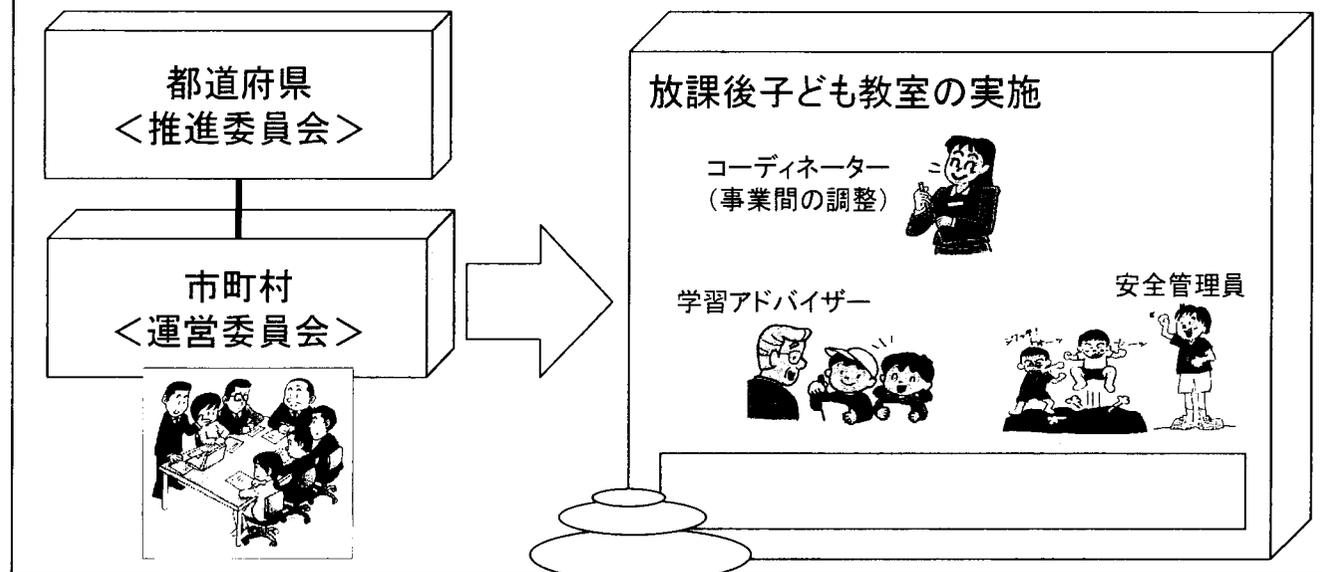
<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

10. 放課後子ども教室との関係について

【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。

【放課後子ども教室の実施体制】



■活動メニュー例

- 体験の場 : 野球、茶道、伝統芸能 など
- 交流の場 : 地域住民との異世代交流、異年齢交流 など
- 学びの場 : 宿題、英会話、科学実験 など
- その他 : 昔遊び、読み聞かせ(絵本、紙芝居) など

放課後児童クラブと放課後子ども教室について

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業																								
趣旨・対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供 【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進																								
20予算額	186.9億円(20,000か所分)	77.7億円(15,000か所分)																								
補助率	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)																								
補助基準額 (20年度)	運営費:481.6万円(児童36人～70人の場合)	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																								
	創設費:1,250万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																								
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置																								
実施場所	<table border="0"> <tr> <td>学校内(余裕教室)</td> <td>28.5%</td> <td rowspan="6">} (平成20年5月)</td> </tr> <tr> <td>学校内(専用施設)</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>専用施設</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>既存公的施設</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>その他(民家、保育所等)</td> <td>17.0%</td> </tr> </table>	学校内(余裕教室)	28.5%	} (平成20年5月)	学校内(専用施設)	19.8%	児童館	14.9%	専用施設	10.7%	既存公的施設	9.1%	その他(民家、保育所等)	17.0%	<table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>67%</td> <td rowspan="5">} (平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(集会所、文化センター、公園など)</td> </tr> </table>	小学校	67%	} (平成19年度)	公民館	12%	児童館	5%	その他	16%	(集会所、文化センター、公園など)	
学校内(余裕教室)	28.5%	} (平成20年5月)																								
学校内(専用施設)	19.8%																									
児童館	14.9%																									
専用施設	10.7%																									
既存公的施設	9.1%																									
その他(民家、保育所等)	17.0%																									
小学校	67%	} (平成19年度)																								
公民館	12%																									
児童館	5%																									
その他	16%																									
(集会所、文化センター、公園など)																										
実施か所数	17,583か所(平成20年5月)[対前年898か所増]	7,821か所(平成20年度《予定》)																								
利用児童数	登録児童数 約79万人(平成20年5月) [対前年4.5万人増]	<table border="0"> <tr> <td>年間延べ参加児童数</td> <td>2,110万人</td> <td rowspan="3">} (平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>・1教室当り年間平均参加児童数</td> <td>2,550人</td> </tr> <tr> <td>・1回当り参加児童数</td> <td>30.6人</td> </tr> </table>	年間延べ参加児童数	2,110万人	} (平成18年度)	・1教室当り年間平均参加児童数	2,550人	・1回当り参加児童数	30.6人																	
年間延べ参加児童数	2,110万人	} (平成18年度)																								
・1教室当り年間平均参加児童数	2,550人																									
・1回当り参加児童数	30.6人																									
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均126日)																								

※平成18年度の数值は、地域子ども教室推進事業の実施状況

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体: 市町村
- 事業の実施主体: 市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

11. 放課後児童クラブに係る検討の視点

放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の子どもの健全育成を目的として、遊び、生活の場を与えることを目的としている。

また、保育所を利用していた子どもに対し、小学生になった後においても、切れ目のないサービスを提供する基盤となっている。

したがって、放課後児童クラブについては、次世代育成支援のための新たな制度体系においても、両立支援系のサービスとして不可欠なものの一つと考えられるが、現状又は関係者の意見から以下のような点が課題となっており、新たな制度体系においてどのように対応するかを検討する必要がある。

【検討の視点】

- ① 潜在需要に対応した放課後児童クラブの量的拡大を抜本的に図っていく上で、場所の確保の問題、人材の確保の問題をどうして行くか。
 - ・小学校等の活用を如何に進めるか。
 - ・従事者の勤続年数が短いこと、人材確保が難しい状況が一部見られるようになってきていることなどを踏まえ、担い手のあり方、人材確保のための職員の処遇改善等をどうして行くか。等

② 放課後児童クラブについては、現行法制度上、市町村の事業として実施されており、また、その実施については市町村の努力義務として位置づけられており、その実施状況には地域格差が見られる。

そして、利用方式については、地域によって、市町村がサービス決定しているケースと、実施事業者に直接利用申し込みを行うケースが混在している。

新たな制度体系において、法制度上の位置づけの強化について、どのような対応策が考えられるか。

- ・ 市町村の実施責任の位置づけ

 - ※ 保育については、市町村に実施義務付けがされている。

- ・ サービス利用(提供)方式の位置づけ

- ・ 給付(補助)の方式のあり方

 - ※ 事業実施を包括的に評価し事業者に給付する現行制度の仕組み、利用者個々人に着目して給付を行う仕組み等

③ 対象年齢について、現行制度は小学校3年生までを主な対象としているが、小学校高学年も現に一部利用がされている。

- ・ 制度の対象年齢についてどう考えるか。

④ 放課後児童クラブの質の確保については、「ガイドライン」を発出しており、望ましい規模、開所時間等について示している。また、国庫補助基準上、一定の条件を課しているが、保育所のような法令に基づく最低基準は設けられていない。

- ・ 放課後児童クラブの質の確保について、どのような基準の内容をどのような方法で担保していくべきか。

⑤ 放課後児童クラブについての財源は、児童手当制度における事業主拠出金を財源とした、サービス量に応じて当然に支出が義務付けられるものではない裁量的な補助金と位置づけられている。

- ・ サービスの利用保障を強化し、また、抜本的な量的拡大を図っていく上で、財源面についてどのような仕組みとすることが適当か。
- ・ 財源保障を強化(例えば義務的な負担金)する場合には、財政規律の観点からの一定のルール(※)の必要性について、どのように考えるか。

※ 他の制度例では、サービスの利用の要否に係る認定の制度(保育の場合は保育に付けるか否かの判断)、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。

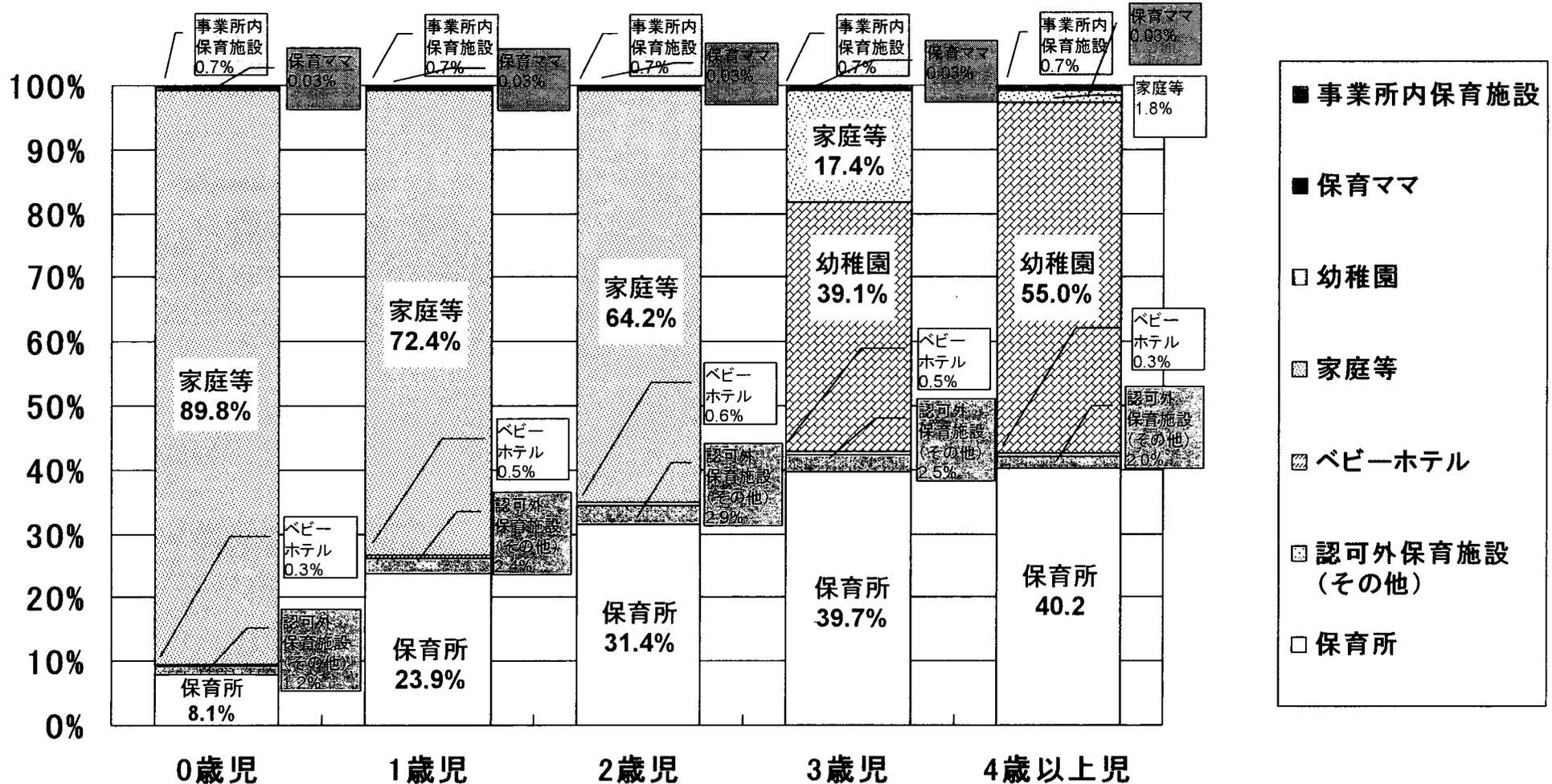
⑥ 現行、留守家庭の子どもの健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」と、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、様々な体験活動や交流活動等の取組みを推進する「放課後こども教室」と、一体的あるいは連携して取り組むべく、放課後こどもプランを推進している。

- ・ 放課後こどもプランを推進していく上で、両事業の一体的な運営を行っている場合の制度上の位置づけ(人員配置や専用スペースの基準等)をどうしていくか。

すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて

就学前児童が育つ場所

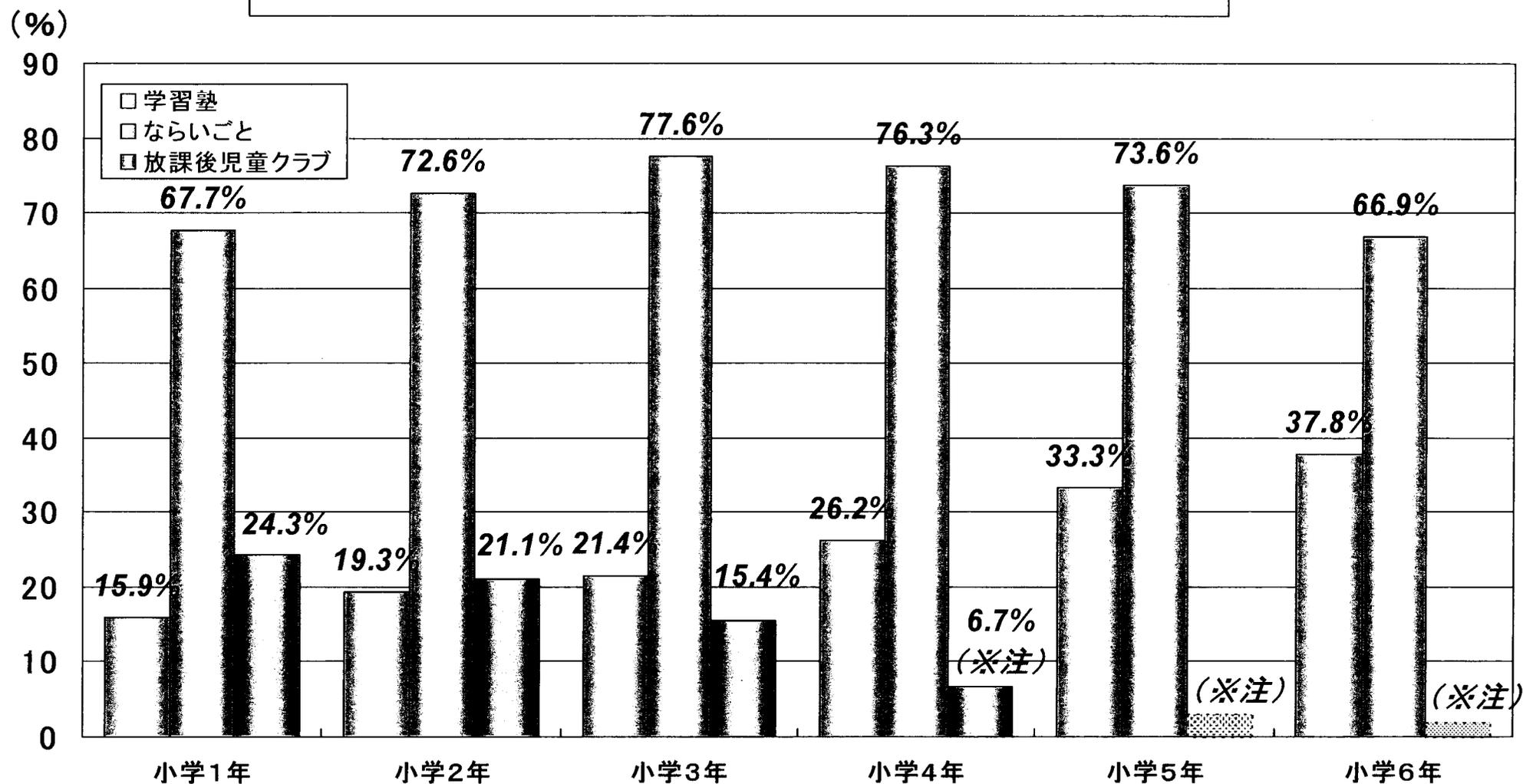
○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数：平成19年人口推計年報【総務省統計局（平成19年10月1日現在）】
 幼稚園就園児童数：学校基本調査（速報）【文部科学省（平成20年5月1日現在）】
 保育所利用児童数：福祉行政報告例（概数）【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】
 認可外保育施設、ベビーホテル：厚生労働省保育課調べ
 保育ママ、事業所内保育施設：厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値
 家庭等：就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

小学生が学校外で過ごす主な場所等

○小学生が学校外で過ごす主な場所等については、以下のとおり。



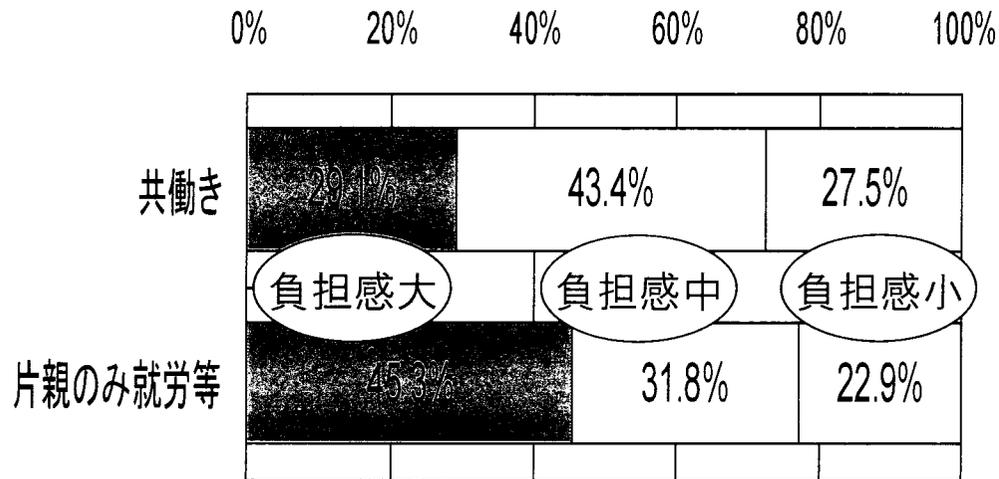
資料：各学年別の児童総数：文部科学省「平成20年度学校基本調査速報（平成20年5月1日現在）」（平成20年8月8日）
 学習塾・ならいごとに関する児童の割合：文部科学省「子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告」（平成20年8月8日）
 放課後児童クラブ学年別登録児童数：厚生労働省「平成20年5月1日現在 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」（平成20年10月16日）
 ※注：小学4年における放課後児童クラブ登録児童の割合については、小学4年以上他の登録児童数を小学4年の児童数で除した割合。

子育ての負担感

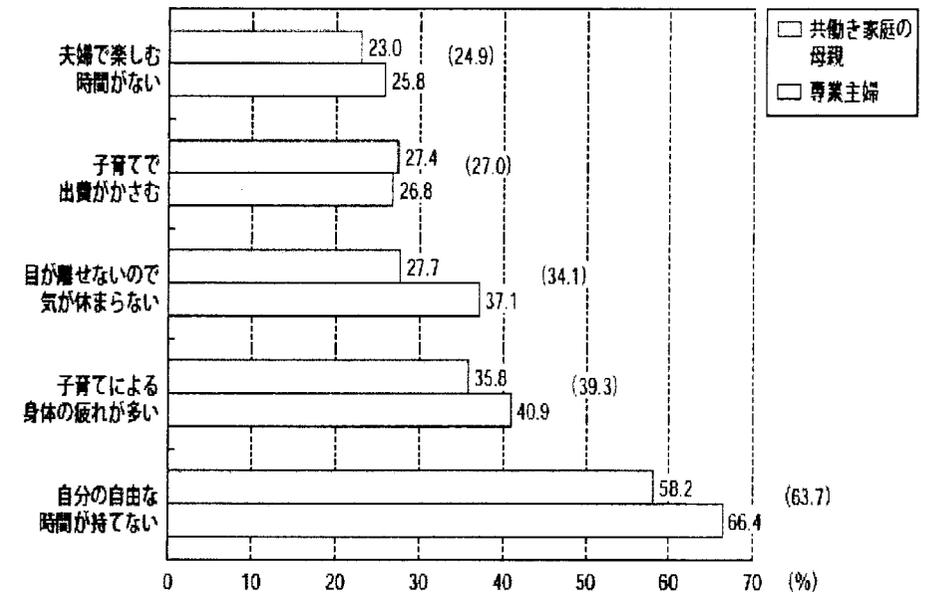
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

第1-2-35図 子育ての負担感の状況

女性の子育ての負担感



(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

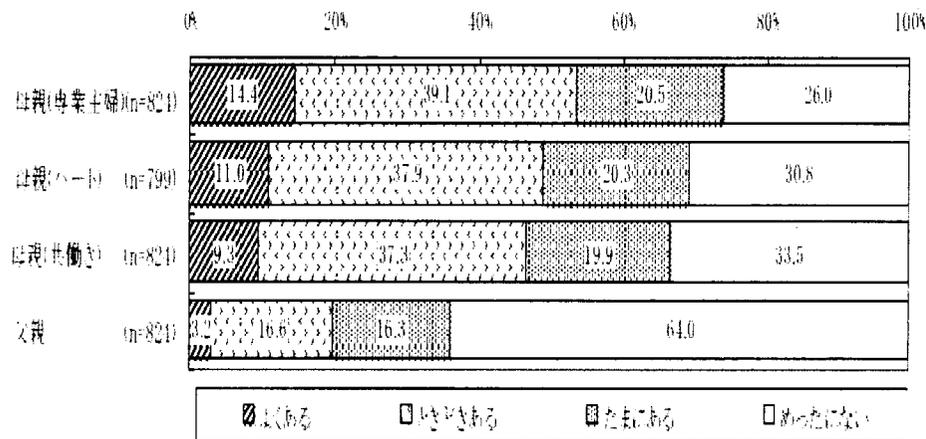


資料：厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(2002(平成14)年度)
注：()内は、共働き家庭の母親、専業主婦の数値を加重平均したものである。

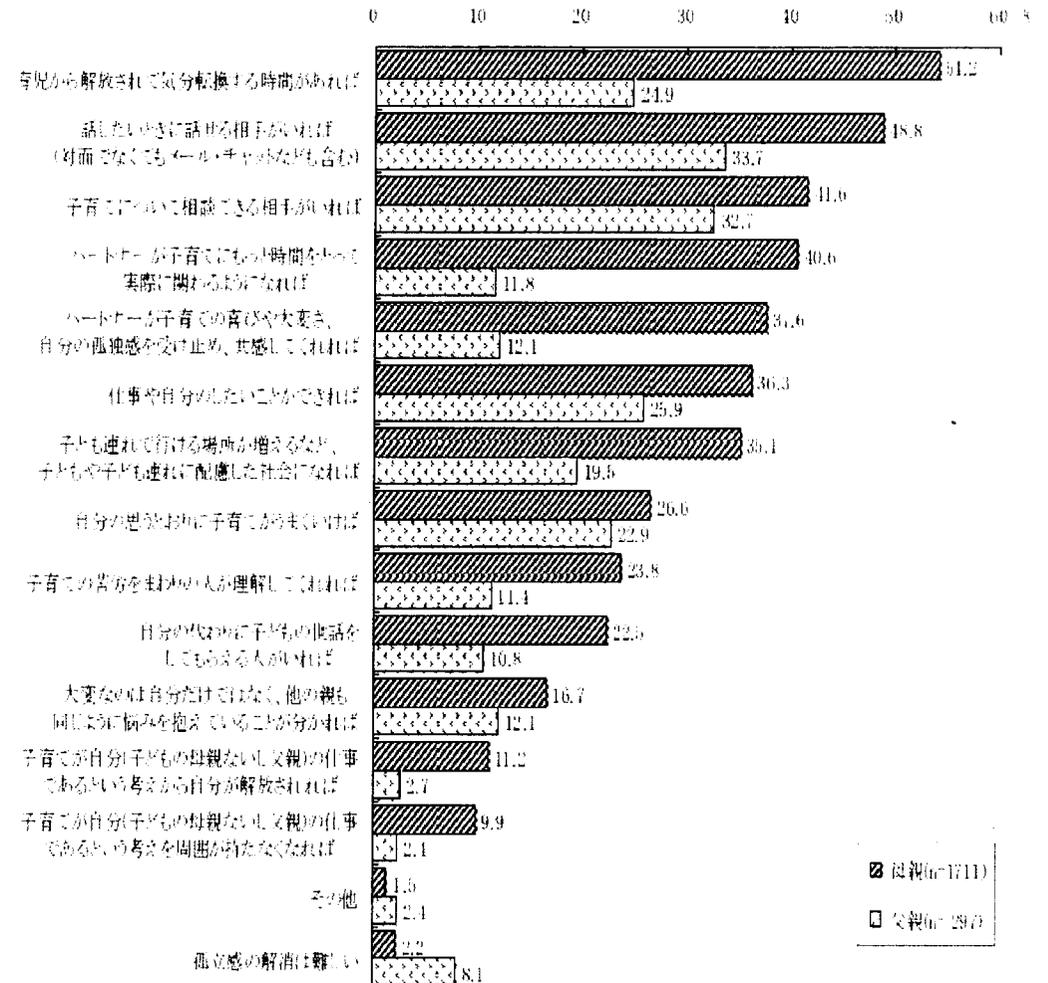
子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 229 孤立感を感じることもあるか

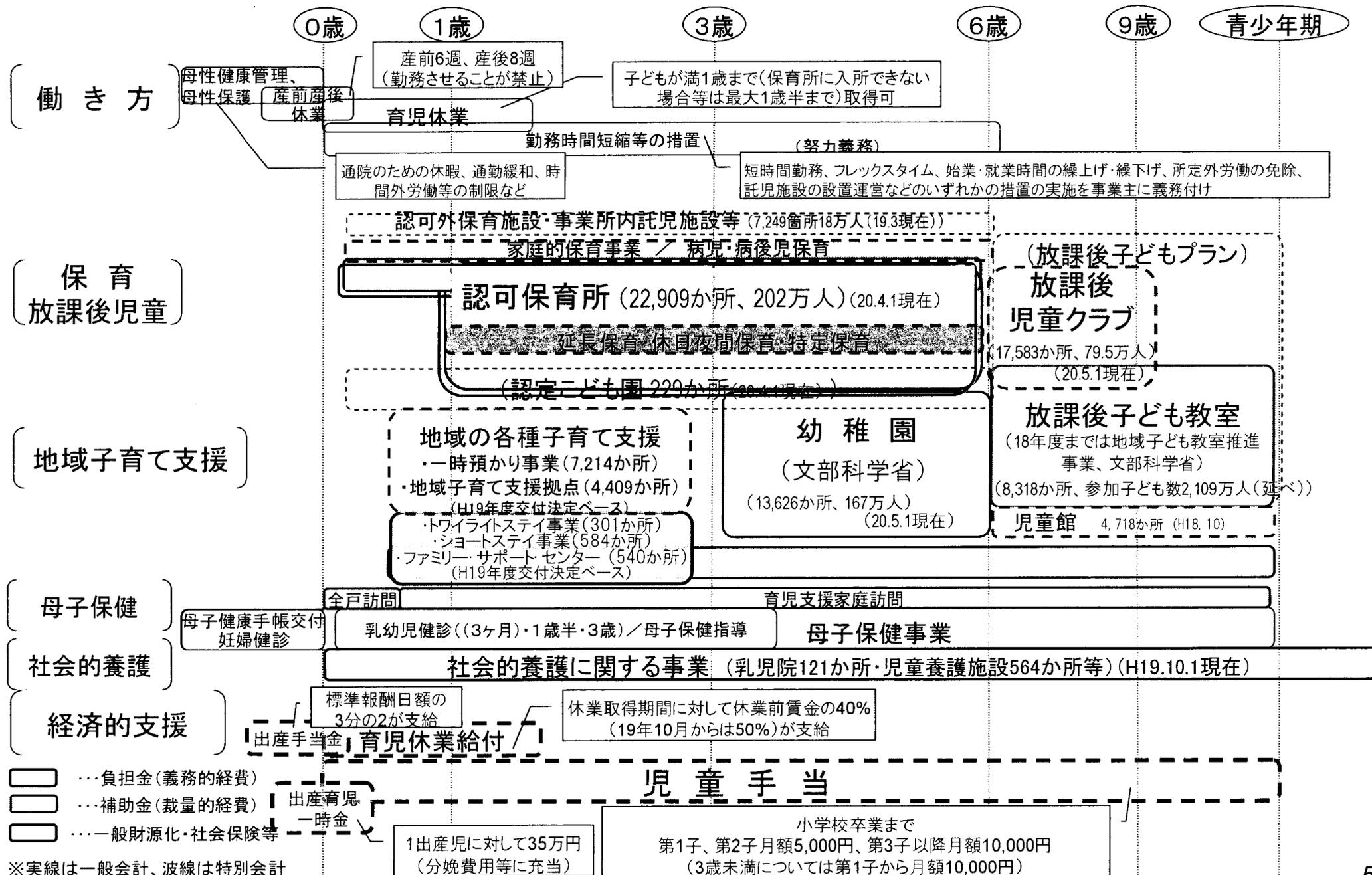


図表 242 孤立感を解消するには



(資料) 財団法人子ども未来財団「平成18年度 子育てに関する意識調査報告書」(平成19年2月)

次世代育成支援に関する制度の現状



各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネートの義務がかかっている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※国会へ再提出予定の「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、第21条の9について、子育て支援事業の例示に、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を追加する改正が盛り込まれている。

各種の子育て支援事業に対する財政措置

○ 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	児童育成事業費
(1)制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。</u> ○ 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u> ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、<u>事業毎に定められた一定額を国が補助するもの。</u> ※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。
(2)対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児全戸家庭訪問事業 ・ 養育支援家庭訪問事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ) ・ 延長保育促進事業 ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・ 地域における仕事と生活の調和推進事業 ・ へき地保育所事業 ・ 家庭支援推進保育事業 ・ その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ 病児・病後児保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 認可化移行促進事業 ・ 休日・夜間保育事業 ・ 特定保育事業 ・ 一時保育(一時預かり)事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 民間児童館活動事業 <p style="text-align: right;">等</p>
(3) 財源	国1/2、市町村1/2	事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(参考) 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

	介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
	<p>〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u> ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="text-align: center;"> <p>■ 介護予防事業 ■ 包括的支援事業・任意事業</p> <p>【財源構成】 【財源構成】</p> <p>市町村 12.5% 市町村 12.5%</p> <p>※「1号」…65歳以上の保険料 ※「2号」…40～64歳の保険料</p> </div>	<p>〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 <u>福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用について、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助。</u> <u>具体的には、事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u> (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなく、すべて任意。) ・乳児全戸家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 等 ・<u>その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。</u> <u>具体的には、事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u> ※事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 (国:1/2、市町村:1/2)</p>

各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 58.2%	
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	784市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 42.9%	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,409か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.20か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所	
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,214か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.32か所	
	子育て支援事業 短期	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	584か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.32か所
		夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	301か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.16か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	540か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.30か所	

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況①

(平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」)

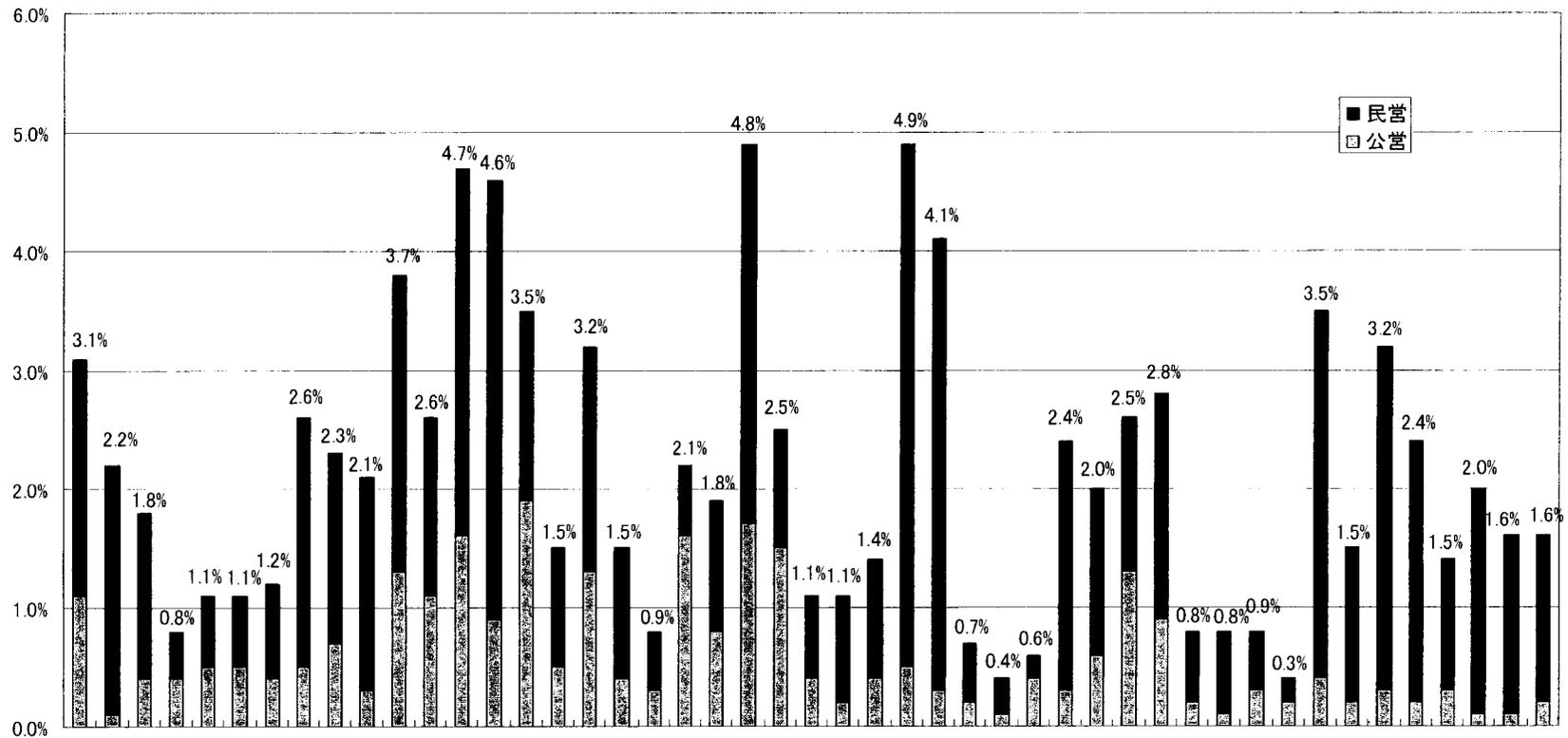
	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	103	57.2%	70	38.9%	滋賀県	18	69.2%	13	50.0%
青森県	19	47.5%	11	27.5%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	30	85.7%	20	57.1%	大阪府	18	41.9%	31	72.1%
宮城県	35	97.2%	31	86.1%	兵庫県	28	68.3%	23	56.1%
秋田県	13	52.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	15	38.5%
山形県	28	80.0%	20	57.1%	和歌山県	10	33.3%	6	20.0%
福島県	26	43.3%	14	23.3%	鳥取県	15	78.9%	3	15.8%
茨城県	24	54.5%	20	45.5%	島根県	17	81.0%	11	52.4%
栃木県	18	58.1%	17	54.8%	岡山県	17	63.0%	16	59.3%
群馬県	26	68.4%	15	39.5%	広島県	18	78.3%	11	47.8%
埼玉県	27	38.6%	25	35.7%	山口県	14	63.6%	10	45.5%
千葉県	27	48.2%	15	26.8%	徳島県	12	50.0%	9	37.5%
東京都	27	43.5%	42	67.7%	香川県	10	58.8%	6	35.3%
神奈川県	12	36.4%	15	45.5%	愛媛県	7	35.0%	5	25.0%
新潟県	25	71.4%	16	45.7%	高知県	19	54.3%	11	31.4%
富山県	11	73.3%	4	26.7%	福岡県	31	47.0%	31	47.0%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	82.6%	8	34.8%
福井県	14	82.4%	6	35.3%	長崎県	21	91.3%	16	69.6%
山梨県	20	71.4%	19	67.9%	熊本県	29	60.4%	13	27.1%
長野県	47	58.0%	28	34.6%	大分県	11	61.1%	9	50.0%
岐阜県	21	50.0%	15	35.7%	宮崎県	10	33.3%	5	16.7%
静岡県	30	71.4%	18	42.9%	鹿児島県	23	46.9%	10	20.4%
愛知県	29	46.0%	35	55.6%	沖縄県	33	80.5%	17	41.5%
三重県	20	69.0%	12	41.4%	全国平均	1,063	58.2%	784	42.9%
					平成18年度	-	-	451	24.6%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成19年度次世代育成支援対策交付金交付決定ベース

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況② (一時預かり)

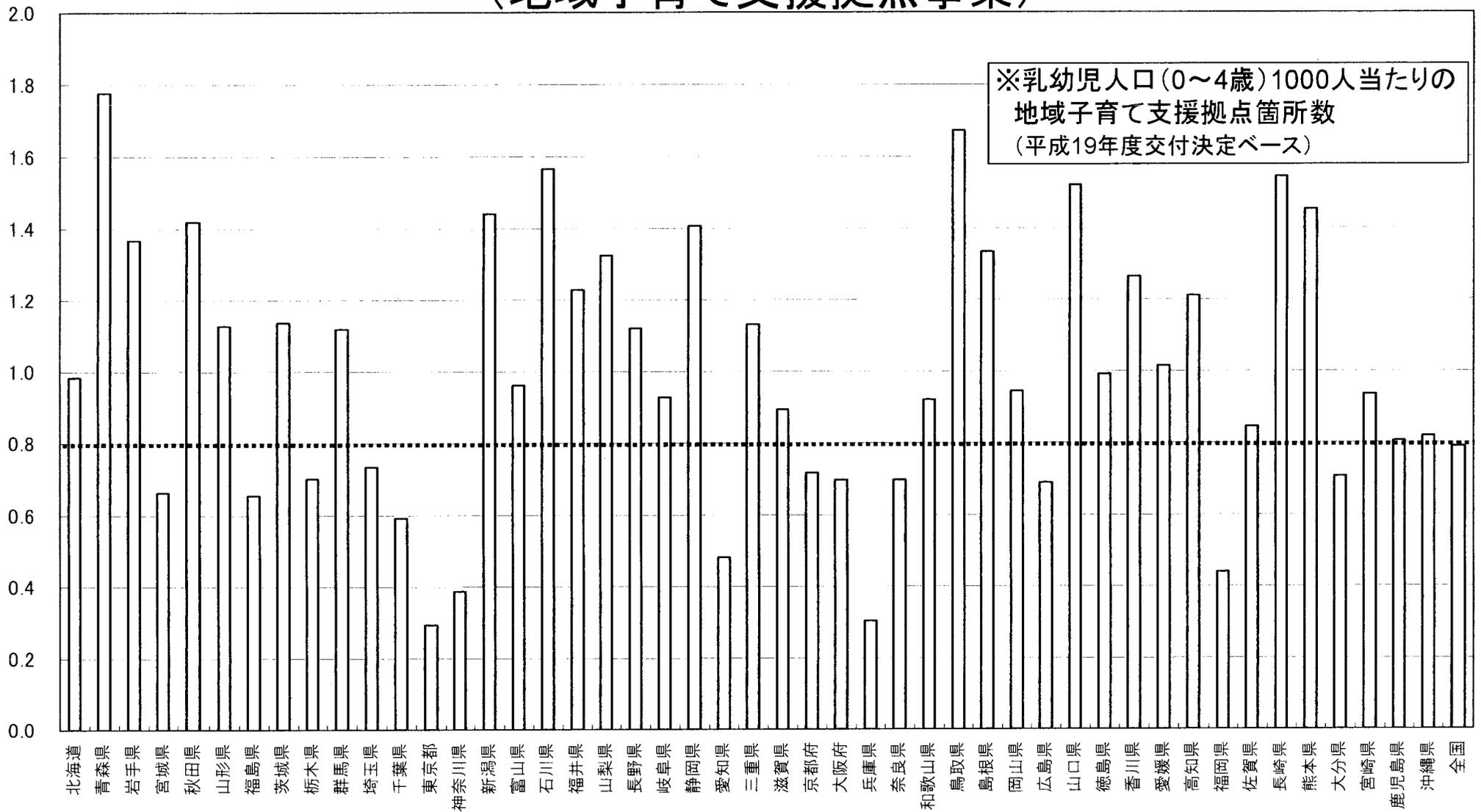
実施割合(%)



北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

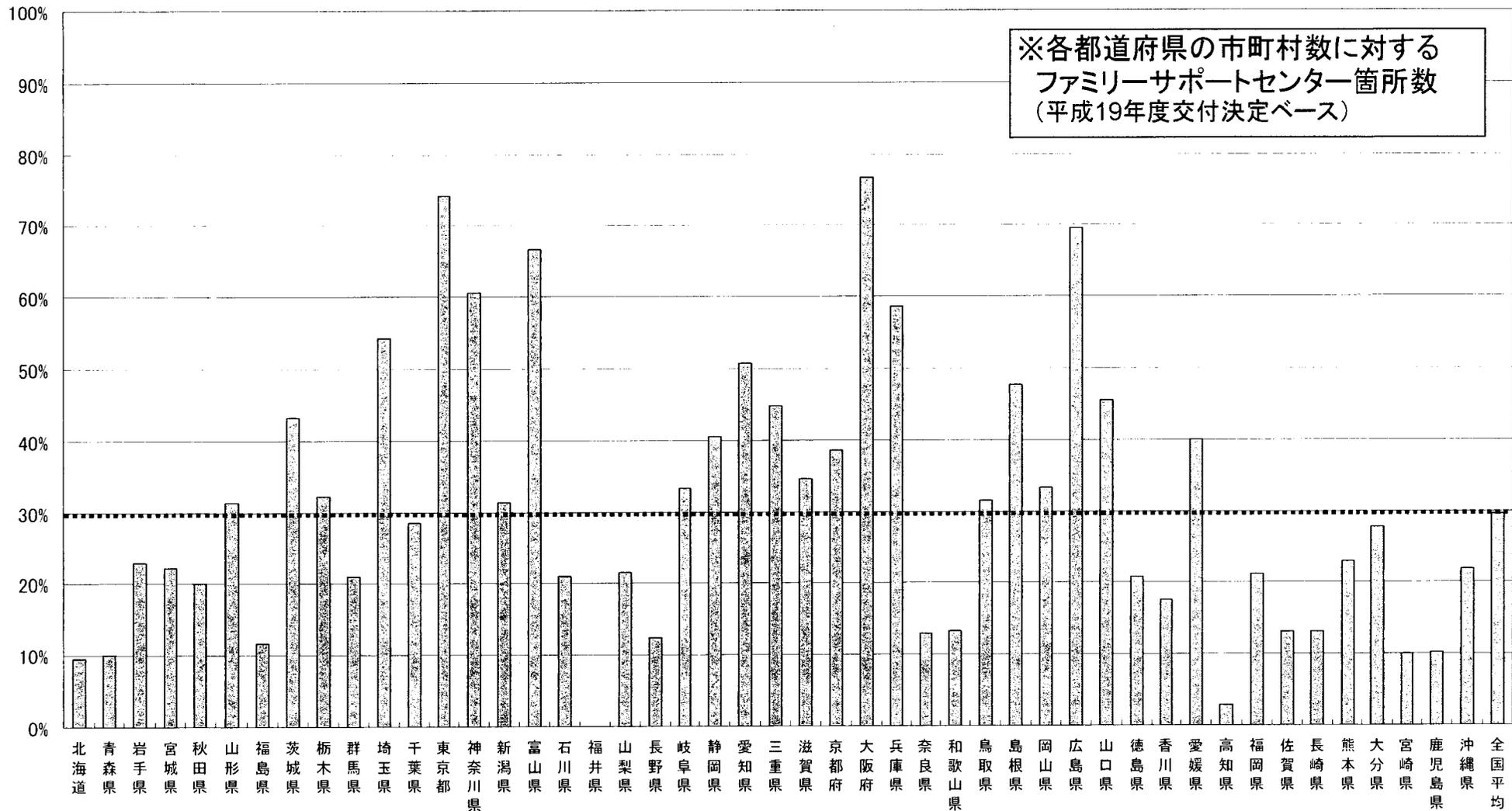
* 1 実施割合は、一時保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の一時保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)
 * 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (地域子育て支援拠点事業)



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (ファミリー・サポート・センター事業)



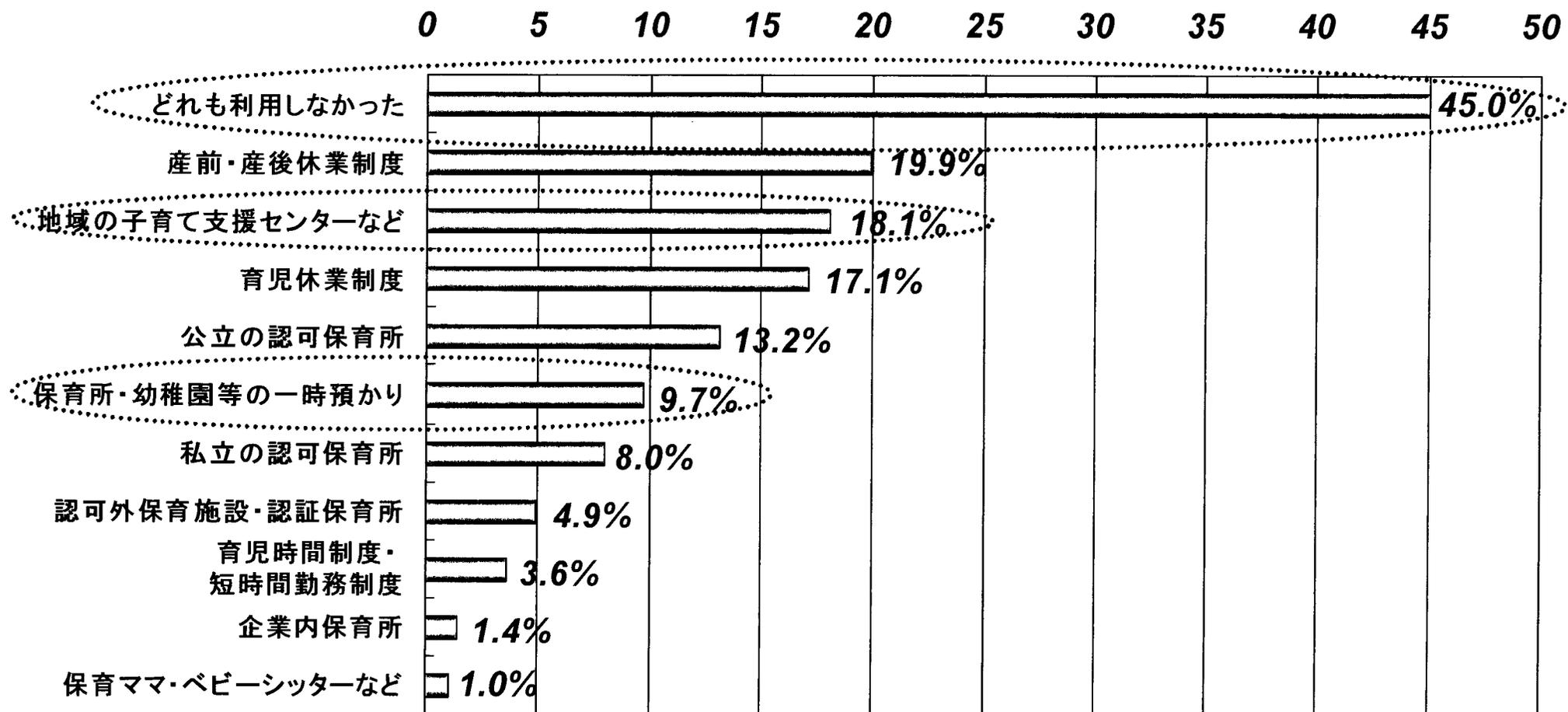
※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。

各種子育て支援サービス・制度の利用状況

○ 各種子育て支援サービス・制度の利用状況を見ると、どれも利用したことがない家庭が半数近くを占める。

○ 利用したことがある制度・サービス(1歳以上の子どもをもつ初婚どうし夫婦)

(%)



(資料) 社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」における子どもの出生年が2001年以降の夫婦に係る数値を基に作成。

各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組自治体	事業概要
地域在宅子育て支援制度「みなとっ子」	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。
マイ保育園みんなで子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。

事業名	取組自治体	事業概要
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
子育て応援券	杉並区	就学前の子どものいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大阪市他	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。
子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガイドラインとして提示。
子育て支援マンション認定制度	豊田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転賃支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
道営であえーる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。

各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組自治体	事業概要	事業名	取組自治体	事業概要
妊婦健康診査費用助成制度		妊娠健康診査健診費用を自治体で負担。	「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金を差し引いた金額の助成等。			
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。	子ども部会の討議による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。	子どもを虐待から守る条例	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
聴覚健診	羽島市 掛保川町 他	新生児聴覚検査費の助成。	みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
フレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、フレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	子育てネットの運営・マップづくり	三鷹市 他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て相談室	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
			チャイルドライン		18歳までの子どもがかけられる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
			父親の子育て参加促進事業	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
			出合いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

社会保障国民会議 第3分科会

(持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和)分科会)

中間とりまとめ(平成20年6月19日) (抜粋)

3. (2) 地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援

子育てには時間と人手がかかるが、それだけに得られる幸福感も大きい。

しかしながら、地域での子どもとのふれあいの減少などにより、親になるまでに子育てに肯定的な感情を持っていないこと、親になっても、子育てについて身近に悩みを相談する相手がいないことなどから、親が子どもとのきずなを見いだせない、子育ての負担面ばかりを感じがちであるといったケースが増えてきている。子どもに関わる豊かな時間を生み出し、子どもと一緒に暮らし、子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要とされてきている。

子育て支援は地域が支えることが重要である。町内会・自治会、NPOなどの市民団体や、企業、シニアや若者をはじめとする地域住民など、多様な主体が担い手となって、地域全体が子育てに関われるような支援、子育て家庭のリスクにもきめ細かに対応できるような地域のネットワークが必要である。子育て支援のサービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものがあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。このため、今後、担い手の育成という視点も含め多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。地方公共団体における政策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画し得る方策を探るべきである。

また、親自身が、やがて支援側に回れるような循環を地域に生み出し、高齢者も含めた地域の力(例えば地域の「社会的祖父力・祖母力」の活用による世代間交流)などを有効に引き出すことができるよう、子育てに優しいまちづくりの視点も含めた環境づくりが必要である。多子世帯に配慮した支援なども重要である。

これからの子育て支援は、すべての家庭を対象に、子ども自身の視点に立つとともに、親の主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

幼少期から長期的展望に立って子育てに関心を持つ、「心を育てる」取組を幅広く進めるとともに、子どもを持ち、育てる喜びを認識し、共有するための情報発信にも力を入れていくことも必要である。

検討の視点

- 現行制度では、すべての子育て家庭を対象とした各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっております、その実施状況には地域格差が見られる。一方で、核家族化や、地域のつながりが希薄化する中、とりわけ専業主婦の子育ての負担感・孤立感が高まっていることも踏まえ、新たな制度体系における各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化について、どう考えるか。
 - ※ 他の社会保障制度の例(介護・障害)においても、個人に対する給付とは別に、市町村の事業として位置付けているものがあるが、重要な事業については、必須事業として市町村に実施を義務付けている。

- 特に、保育サービスの必要性の判断基準(「保育に欠ける」要件)の検討において、公費による給付の公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する保育あるいは一時預かりの一定の支援を行われるべきという議論があり、こうした議論も踏まえ、一時預かりの保障の充実について、どう考えるか。
とりわけ、定期的・継続的な子育て支援が得られにくい3歳未満児(幼稚園就園前)をどう考えるか。

- また、一時預かりについての
 - ・ 市町村の実施責任の位置付け ※ 保育については、市町村に実施が義務付けられている
 - ・ サービス利用(提供)方式のあり方
 - ・ 給付(補助)の方式のあり方 ※ 事業者に事業実施費用を包括的に支払う仕組み、利用者個人に着目して給付を行う仕組み等について、どう考えるか。

- 一時預かり事業に対する財政的支援は、児童手当制度における事業者拠出金を財源とし、サービス量に応じて当然に支出が義務付けられるものではない裁量的な補助金と位置付けられている。
保障を充実し、量的拡大を図っていく上で、財源面につきどのような仕組みとすることが適切か。
 - ・ 財源保障を強化(例えば義務的な負担金)する場合には、財政規律の観点からの一定のルール(※)が求められる
※他の社会保障制度(介護・障害)の例では、給付の必要性・必要量の判断(認定)、利用量に応じた利用者負担などが設けられている。
 - ・ 一方、一時預かりの機能については、保育所や地域子育て支援拠点のような事業所において預かる形態から、ベビーシッターやファミリーサポートセンターの提供会員による預かりなど、実態上様々な形態により担われており、地域の実情に応じた柔軟な取組が行える仕組みが求められる側面もある。

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業や、地域子育て支援事業は、子育ての負担感・孤立感を軽減し、虐待の防止にもつながる重要な意義を有しているが、こうした事業の取組の促進をどう図るか。
- その他、多様な子育て支援事業があるが、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促すために、どのような財政支援が求められるか。
 - ※ 次世代育成支援対策交付金は、市町村の事業計画全体に対し、包括的に交付するため、事業毎の配分等市町村の自由度が比較的高い仕組みである一方、国の予算総額の範囲内で、各市町村の事業量等に応じて配分する仕組みであるため、事業実施費用の一定割合の財政支援が保障されるものではなく、また、1/2を市町村が負担する仕組みとなっている。
 - ※ 他の社会保障制度の例(介護)においては、実施が義務付けられている事業(必須事業)のほか、地域の実情に応じた柔軟な取組の実施(任意事業)に対しても、上限額(給付費の一定割合)の範囲内で、事業実施費用の一定割合を国・都道府県が負担する仕組みとなっている。
- 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成をどう図っていくか。

また、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップ支援といった取組の強化が必要ではないか。その他、各種の子育て支援事業の質の向上をどう図っていくか。
- 「基本的考え方」(本年5月)においても、親の子育てを支援するコーディネーター的役割が検討課題とされており、また、保育サービスの提供の仕組みの検討においても、保育の利用に際して同様の役割が必要との議論がなされている。

現行制度においても、市町村に対し、子育て支援事業の利用のコーディネート(あっせん・調整)をする義務が課せられているところであるが、こうした機能を誰がどのように果たしていく仕組みとするか。
- NPOや地域住民など多様な主体が担い手となって、地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援に関わる者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化として、どのような仕組みが考えられるか。

參考資料

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)について

【19年度予算】 36,500百万円
 【20年度予算】 37,500百万円

各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、市町村行動計画に基づく取組の着実な推進を図るため、平成17年度に創設。

総論

○ 事業計画の策定について

各市町村が本交付金の申請をする場合には、各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づき策定する5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画を作成します。

※ 5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画であることから、事業計画に盛り込む事業・取組の内容は、実施しようとする次世代育成支援対策の施策や事業として行動計画において記載されていることが必要です。

○ 交付金の対象となる事業について

【特に重点的に推進する事業(特定事業)】

- ① 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ② 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ③ ファミリー・サポート・センター事業
- ④ 延長保育促進事業
- ⑤ 育児支援家庭訪問事業

【20年度新規事業】

- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 地域における仕事と生活の調和推進事業

のほか、その他地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組としての各種事業を対象とする。

○ 交付金の算定方法について

交付金は、個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付するもの。

特に重点的に推進する事業(特定事業)については、事業ごとに、従来の標準的な所要額を念頭に、事業量や取組内容に応じたポイントを設定します。

○ 事業計画の事後的評価について

市町村は事業完了後、事業計画に記載された事業量や取組内容などの実施結果及び市町村が実施する事業評価の実施状況について、地域協議会などにおける協議などのプロセスや改善点の翌年度の事業計画への反映状況等を確認し、次年度の交付金の算定に反映することとしています。

具体的には、

- ア 子育て家庭に対するアンケート調査の活用や学識経験者等の第三者による点検などにより、事業内容の検討や課題等の抽出を行った上で、
- イ 地域協議会における協議を経て、
- ウ 改善点等が翌年度の事業計画に反映されることが望ましい。

各論 ~交付金化することによるメリット~

	従来の補助制度	交付金
助成単位	○ 個々の施設・事業ごと	○ 各市町村が策定する事業計画全体
対象事業	○ 補助要件や補助基準が細かく定められ、これに対して適合するものに限定	○ 各自治体が策定する事業計画に記載されている事業であれば助成対象
交付手続	○ 補助要件に基づき個別の施設・事業ごとにその内容を審査し、採否や補助額を決定 ○ 補助金の使途は、当該補助事業に限定	○ 各自治体が策定する事業計画を全体として審査し、交付額を決定 ○ <u>交付された交付金の使途は、事業計画の範囲内であれば、各自治体の自由裁量</u> ・ 従来の補助単価にかかわらず、必要に応じ各事業者への交付額を独自に決定することも可能 ・ 各事業への配分については各市町村の判断

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業・配分方法

<対象事業・交付額配分等について>

A 特定事業(子ども子育て応援プラン事項)等

※各事業ごとに事業量や取組内容に応じてポイント設定

特定事業(プラン事項)

- ①生後4か月までの全戸訪問事業
- ②育児支援家庭訪問事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤延長保育促進事業

その他

- ①子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【新規】
- ②地域における仕事と生活の調和推進事業【新規】
- ③へき地保育事業
- ④家庭支援推進保育事業

B その他事業(市町村の創意工夫ある取組)

※児童の人口に応じポイント設定

【取組例】

- ・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
- ・要保護児童対策地域協議会の設置・運営
- ・子どもたちからの電話相談等対応
- ・食育の推進
- ・子どもの事故防止対策 等

加算

+

取組事業数などによりポイント加算

C 減算

前年度の計画と実績に乖離がある場合、執行率(実績/計画)によりポイントを減算(緩和措置あり)

D 加算(事後評価)

学識経験者等第三者を交えて評価を行う場合などにポイントを加算

各市町村への交付

$(A+B) \times C + D$

375億円 ×
(20年度予算)

全市町村の総ポイント

※個別事業ごとには交付額を決定しない ※総事業費の1/2が上限
※交付された額の事業間の配分は市町村の判断

予算

単位:億円

<17'>	<18'>	<19'>	<20'>
346	340	365	375

児童育成事業の概要

1 趣 旨

児童育成事業は、育児に関し必要な援助を行い、又は児童の健康増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であって、児童手当制度の目的の達成に資するものをいう。

【児童手当法第29条の2】

2 児童育成事業の概要

就労と育児の両立支援など出産、育児に伴う負担感を軽減するための事業や児童の健全育成が図られるよう家庭や地域社会の諸条件を整備するための事業等を実施。

<主な児童育成事業>

- 放課後児童クラブ・・・共働き家庭の概ね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を提供する事業
- 病児・病後児保育・・・児童が急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育を行う事業
- 休日・夜間保育・・・就労形態の多様化に対応するため、日・祝日を含めた保育所の開所や午後10時頃までの開所する事業

3 財 源

児童育成事業の費用には、事業主拠出金が充てられている。

〔平成20年度予算額：約458億円〕

生後4か月までの全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

② 実施状況

・実施箇所数:1,063市町村(全市町村の約6割) (平成19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務規定有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

(3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正により、都道府県知事に対する届出を規定

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

(5) 費用負担

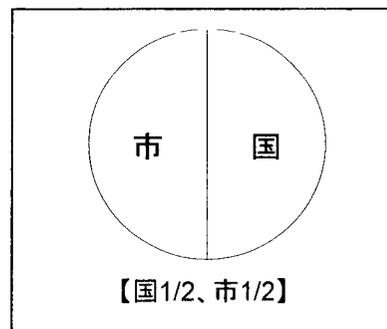
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業
(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。なお、今回の児童福祉法等改正により、妊婦も対象に追加。)

② 実施状況

・実施箇所数:784市町村(全市町村の約4割) (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

(3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定

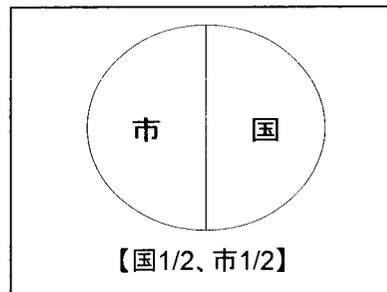
(4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

(5) 費用負担

① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。



② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)

③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

一時保育(一時預かり)事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供するもの

② 実施状況

《実施箇所数》 7,214箇所 (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

(7)による補助の対象となるか否かは、市町村の裁量による。(市町村又は認可保育所による提供が前提)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

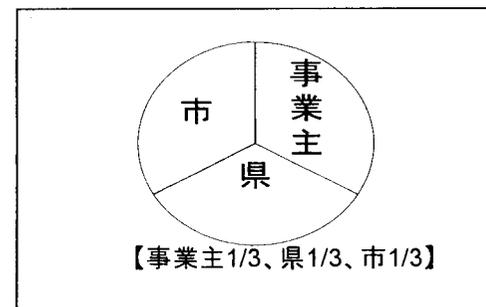
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約150億円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 約75億円 ※残余は利用者負担



子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

(1) 概要

① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》584箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》301箇所(H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円(事業費ベース約180万円)を施設整備費に加算

《費用負担》 定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

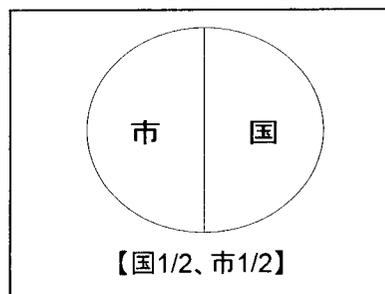
(6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 実施場所
児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。
- ② その他
夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(7) 費用負担

① 各市町村に対する補助
次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担
左記の割合で公費負担。
(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額
公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

地域子育て支援拠点事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。
(ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

② 実施状況

《実施箇所数》 4,409箇所 (H19年度交付決定ベース)
(ひろば型 903箇所、センター型 3,478箇所、児童館型 28箇所)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

次世代育成支援対策施設整備交付金による補助有り

《国庫補助対象》 市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

《国庫補助単価》 約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》 国1/2相当、市町村1/2相当

(4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定 (主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 約356万円～800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

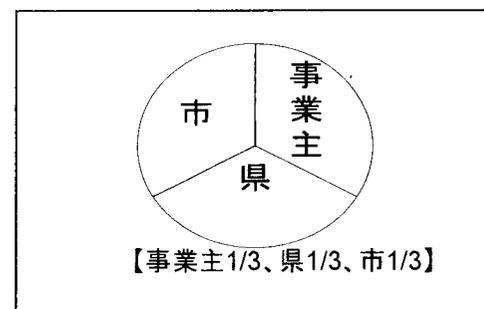
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

③ 費用額

《公費負担総額》 約300億円 (H20年度予算ベース)



ファミリー・サポート・センター事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

② 実施状況

《実施箇所数》 540箇所 (H19年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用会員数223,638人/提供会員数83,836人/両会員29,948人 (平成18年度末現在)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

② サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

③ 利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

(7) 費用負担

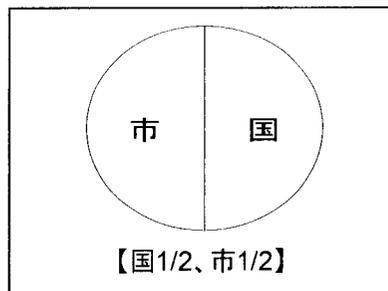
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額: 次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

児童館事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

② 実施状況

《実施箇所数》 4,718か所（公営3,125か所、民営1,593か所）（平成18年10月現在）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

特になし

② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費(児童育成事業)による施設整備補助有り

《国庫補助対象》 市町村・社会福祉法人・公益法人（※株式会社、NPO法人は対象外）

《国庫補助単価》 創設の場合：小型児童館3,509万円、児童センター5,084万円(H20年度予算ベース)

《費用負担割合》 事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断・② サービス利用の流れ・③ 利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

○ 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価：小型児童館183万円、児童センター302万円(H20年度予算ベース)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

② 費用負担

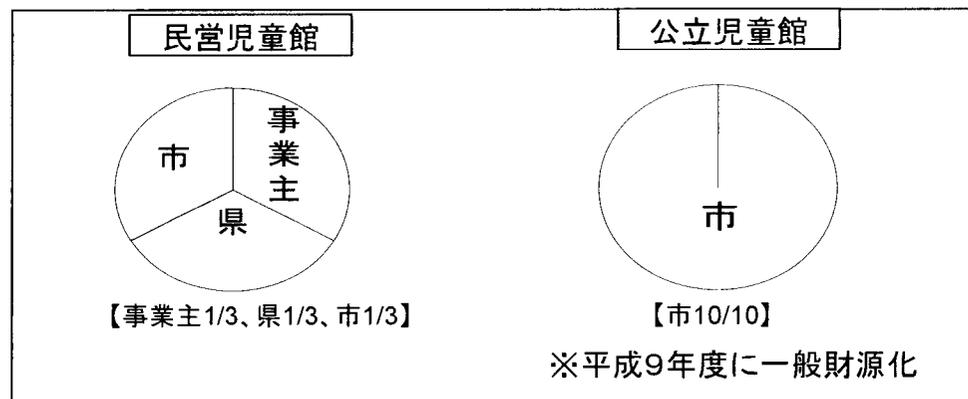
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 民営分 約30億円

(H20年度予算ベース)



保育所における一時保育の経験からの提言

バオバブ保育園ちいさな家 遠山洋一

(平成20年10月29日)

陳述要旨

- 1 現在保育所で行われている「一時保育」は、「中間的な保育ニーズ」に応えるものとして大きな可能性を持っている。しかし、その可能性の大きさが行政や保育関係者に理解されているとは言い難い。
- 2 統計上の一時保育実施箇所数の約半数は「数名を通常保育クラスに一時的に受け入れる」方式のものと考えられるが、私が大きな可能性を持つと考えるのは「専用の保育室と専任の保育スタッフを備え、一日10名ていどを保育する」方式の「一時保育」である。以下、そのタイプを想定して述べる。
- 3 「一時保育」の中心となっているのは「非定型保育」（隔週に1日～毎週3日といったペースで継続して保育するもの）で、そこに「緊急一時保育」（親の病気等で短期間の保育が必要なもの）が加わっている。
- 4 「非定型保育」が中心であることにより、それなりのまとまりと落ち着きを持った保育の場ができていて、子どもも楽しみにして来るようになる。そういう中には「緊急一時的」に来る子も溶け込みやすい。保護者どうしのつながりも生まれ、親としての学びもある。
- 5 「非定型保育」を利用する理由は、就労からリフレッシュまで幅が広い。リフレッシュも幅が広く、1, 2歳児と赤ちゃんを育てている人にとっての必要性などよく分かる。近年は育児疲れの親が市の健康センターなどから利用を勧められて来るケースも少なくない。1, 2歳児が友だちと触れ合うことのできる保育の場としての意味もあり、親の期待も一部はそこにもあるように思われる。
- 6 このような「一時保育」は、1, 2歳児を中心に1日10～15人を想定した30㎡ていどの部屋と3人ていどの保育スタッフを用意することで、30～50人のニーズに応えることができ、施設の効率性は高い。また、保育所の中で実施することで調理、看護、相談、事務など保育所が持つ機能や施設設備を活用している。独立施設でやればもっとコストがかかる。
- 7 利用方式は、一定の制度の下での利用者と保育所の直接契約である。「一時保育」の場合は、その方が即応力があり実地的である。ただし、受け入れ容量を超える利用希望に応えきれずお断りする苦労は絶えない。
- 8 就労による利用者の中には、いわゆる待機児童もいる。しかし、週に3日利用し2日は祖母にみてもらうような人から、自宅就労なので成り立っている人、忙しい時期だけ

自営の夫の仕事を手伝う人など様々である。「就労支援のための保育」ということも、あまり一律に考えない方がよい。

- 9 パートタイム利用者も含めた形に保育所制度を再編成してはどうかという考え方もあろうが、私はごちゃ混ぜにしない方がよいと思う。「定型保育」を安定して運営できる保育所の基盤があった上で、このような形の「一時保育」が安定して実施できるのだと思う。保育の面では、両者はほどよい触れ合いを持っている。
- 10 当保育所の場合、ホールを利用して、週に4日、10時半～15時半、随時親子で利用できる「親子サロン」（0～2歳児対象）も開設しており、賑わっている。「親子サロン」、「一時保育」、「定型保育」の3点セットがうまく機能している。
- 11 「一時保育」がこのような場として機能している半面、短時間利用など気軽な預け場所としてはあまり機能していないのは事実で、そのような不満もあると思う。そのようなニーズに対しては別の種類の「一時預かり」の場を用意する必要がある。「ひろば」に付設するなど日頃から馴染んでいる場所であるのが望ましい。
- 12 3点セットで仕事をしていると、在宅子育て家庭が抱えている悩みや問題の大きさがよく分かる。親だけでなく、子ども（0～2歳児）も、子どもどうしの触れ合いがあり、ゆったり遊べる楽しい保育の場が必要である。
- 13 少子化対策という視点からすると、もっと「ひろば」や「一時保育」のような在宅子育て家庭支援に力を入れる必要があると思う。（待機児童対策との関係で、現状は少しバランスを欠いている印象をもつ。）
- 14 今の経済状況から、子どもを預けて働きに出たい母親は増えている。しかし、小さいうちは自分の手で育てたいと思っている母親は多く、しかし家に閉じこもりたくはなく、割り切れていない母親が多い。そういう母親が「一時保育」を経験して、保育の場が子どもにとってもむしろプラスであることを知り、仕事と子育ての両立の道に踏み出して行くことも少なくない。一時保育を手がけて、これまでのように all or nothing ではない 生き方を保障 できる「中間的な保育ニーズ」に応える場の重要性を肌で感じている。

参考資料

○ 一時保育制度をめぐる経緯

- ・平成2年 国の補助事業として創設。
- ・補助金は、定額制からスタートしたが、出来高払い制に移るなど変遷している。
- ・東京都では、平成8年にバオバブ保育園を含む4園で開始したのが最初。
- ・平成15年、国では「特定保育」（週3日ていどまで保育に欠けると市町村が認定した児童を対象に必要な日時保育する事業）の制度が出来た。一時保育利用者の中にはこれ

に該当する子もいるが、二つの制度を区別して実施することは煩雑なので「一時保育」の中で受け入れている所が多いと思われる。

- ・平成19年度全国統計は「一時保育」7,213カ所、「特定保育」927カ所
- ・児童福祉法が改正され「一時預かり事業」が法定化されると、「一時保育」も「一時預かり事業」の中に包括されるものと思われる。（「一時預かり」という名称には疑問。）

○ バオバブ保育園ちいさな家における一時保育の現状

- ・登録児数（10月1日現在）

登録児数（10月1日現在）	50名
週1日以上定期的に利用	39名
不定期に利用	11名（週に2～3回利用する人も含まれる）
- ・登録児の年齢構成

0歳児	5名
1歳児	28名
2歳児	17名
3歳以上児	0

（注）3歳以上児や月齢の大きい2歳児は、近くのパオバブ保育園に紹介している。
- ・利用の理由（申し込み時点での）

就労	21名
通院（出産を含む）	18名
生涯学習	2名
兄弟の行事等	2名
就職活動	1名
リフレッシュ	6名
計	50名
- ・利用頻度（定期的利用者）

週1回	23名
週2回	5名
週3回	10名
週4回	1名
計	39名
- ・平成20年3月に登録されていた一時保育児童の4月以降の状況

幼稚園に入園	16名
保育所に入所	4名
認証保育所に入所	1名
その他の理由で継続せず	2名
一時保育継続	21名
計	48名

○ 多摩市における一時保育利用実績（年間のべ利用児童数）

		平成15	平成16	平成17	平成18	平成19
バオバブ保育園	一日	1,667	2,032	2,494	2,593	2,297
	半日	263	420	148	155	295
バオバブ保育園 ちいさな家	一日	1,610	2,220	1,833	2,183	1,999
	半日	286	164	165	171	84
A園	一日	1,241	1,252	1,922	1,511	1,626
	半日	300	348	95	45	37
B園	一日	818	1,138	1,633	1,294	1,424
	半日	392	263	85	213	114
C園	一日	1,211	2,558	2,944	2,517	2,469
	半日	830	1,043	85	88	74
D園	一日				2,122	1,999
	半日				58	84
合計	一日	6,547	9,200	10,826	12,220	13,629
	半日	2,071	2,338	578	730	752

（註）多摩市には公立2、私立16の認可保育所があるが、うち6カ所で専用保育室をもった一時保育を実施しており実施率は高いと思われる。

○ 「親子サロンびーだま」の状況（平成19年4～12月の実績）

- ・新規登録者数 270名
- ・のべ利用人数（子ども） 3,035名
- のべ利用人数（おとな） 2,891名
- ・開設日数 143日
- ・一日平均利用人数（子ども） 21名

（註）「親子サロンびーだま」は無料。スタッフ2名を配置し、その人件費は年間171万円。補助金は受けず保育所会計の中での独自事業として実施している。補助金を受けていないので、市の統計にも国の統計にも載らない。

社会保障審議会 少子化対策特別部会 ひろばで把握する保育・預かりへのニーズ

NPO(特定非営利活動)法人びーのびーの運営
港北区地域子育て支援拠点どろっぷ

2008年 横浜市港北区内で2ヶ所の拠点を運営

★おやこの広場びーのびーの菊名ひろば
(横浜市社会福祉協議会親と子のつどいの広場事業)



1日平均15組～20組程度の親子利用

★港北区地域子育て支援拠点どろっぷ
(横浜市こども青少年局・港北区運営委託事業)

1日平均70組～100組程度の
家庭が利用



乳幼児とその親が気軽につどえる施設として・・

「おやこの広場びーのびーの」は、
「0・1・2・3歳児とその親と一緒に和める場所がほしい」という思いで
当事者である親たちが作った
菊名西口商店街の約20坪の「子育てひろば」です。



港北区子育て支援拠点どろっぷ・・・次世代育成行動計画「かがやけ横浜子どもプラン」
の政策・・・市内18各区に1箇所の子育て支援拠点



子どもと遊んだり
庭・畑の手入れをしたり
おもちゃづくりをしたり、
絵本を並べてくれたり
演奏をしてくれたり、etc・・・

多様な
関わり

ボランティアとして、中学生からシニアまで男女、
年齢問わず、たくさんの方が参加しています。



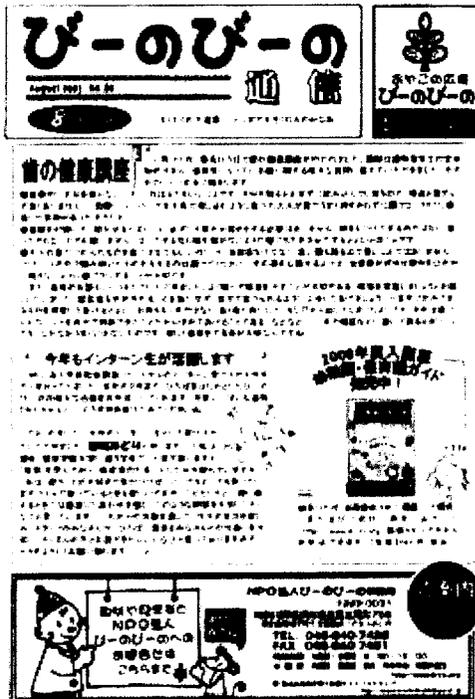
そこにお兄さん、お姉さんがいてくれるだけで子ども達も大人もニコリ！

NPO法人びーのびーの “5事業”のご紹介

①子育て関連情報の編集・制作・販売

・「びーのびーの通信」発行
 (毎月3000部発行)

法人全体の事業や地域の子育て関連情報を紹介。
 協賛企業・団体広告掲載可能。



・幼稚園・保育園ガイドの発行
 (年1回3000部発行)

港北区及び周辺の園情報を網羅して掲載。
 一般書店で販売。



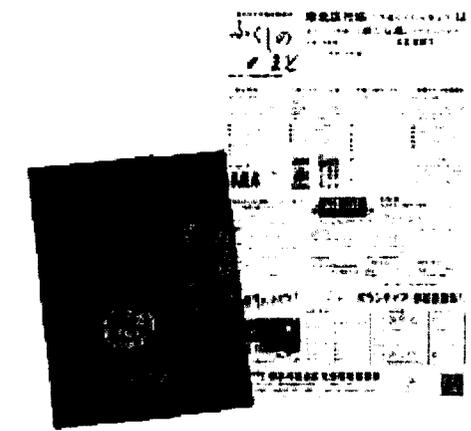
- 【広告主】
- ・プリンスペペ
 - ・全労済
 - ・地元病院多数
 - ・地元商店
 - ・イオングループ等

NPO法人びーのびーの“5事業”のご紹介

②WEB運営

港北区子育て応援マップ“ココマップ” <http://www.kouhokushakyo.or.jp/> (港北区社会福祉協議会委託事業)

2005年9月開設。子育て当事者による編集委員会を毎月開催。地域のイベント情報、子育て情報の発信など充実したサイトを運営しています。



紙媒体の子育て応援マップの作成やメルマガ配信業務も受託。

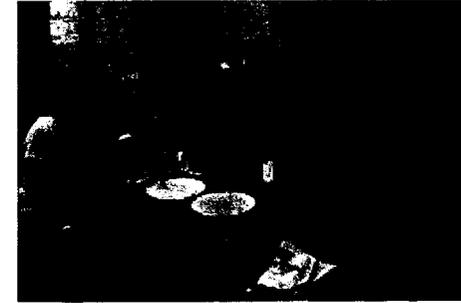
NPO法人びーのびーの “5事業”のご紹介

③ 学生によるわくわく子育てサポーター事業

(横浜市協働事業提案制度モデル事業)

学生が子育て家庭を訪問し、支援を行う事業。

- わくわく子育てサポーター養成研修
- サポーター同士の関係作り
- 子育て家庭との出会いの場
- 活動のコーディネート



子育てサポーター2人一組の家庭訪問による子育て支援ボランティア活動

④ 菊名WARA・びー

(文部科学省「学びあい・支えあい」地域活性化推進事業委託事業)小学生を中心に親子でまちの歴史を学んだり、食育に関連する講座を開くなど地域住民同士の交流を深めることを目指した地域交流事業。



グループ保育事業・・・ゆーのびーの

就園前の2歳～3歳児の子どもを少人数のグループで

週1回預かる事業

9時半～13時半(延長あり)

お昼も一緒にお弁当や一緒に手作り・・・

◆ひろばとの連動で「信頼できる保育者」にやっと預けられる在宅家庭・・・預ける前後の丁寧なフォロー

◆子育ての負担感からの開放。

◆子どもの成長を通年連続で見合い、関わる全員で喜び、考え合う保育



外遊びもたくさん！ゆーのびーのの保育の様子

幼稚園・保育園ガイドの出版と発行後の座談会などを通じて

ガイドそのものの理念

年1回 3000部発行 自費出版 730円

- ◆園そのものの理念や趣旨に立ち返って見直せるように
- ◆親が子どもの過ごす時間や場所を選ぶ権利の保障
- ◆選ぶために悩むこと・揺れることの大事さを発信
- ◆相談と話し合いを通じて、納得できるまでのプロセスを応援
- ◆親としての利便性を尊重しながらも、
親自身の考える行為を通じて、園環境を
園と共に創る姿勢を応援
- ◆入園した人が次の立場の家
支援する・編集に携わるなど
を通じた循環を創り出す

例) 園運営者・先輩保護者
との交流



保育園座談会の様子

幼稚園(シンポジウム)座談会と保育園(シンポジウム)座談会の違い

◆仲間やネットワークで選べる幼稚園

孤立しながら挫折しながら選ぶ保育園

◆家族の理解がなかなか得られない

◆一生のうちで貴重な育児休暇期間がほとんど入所 についての心配、不安で終わってしまう

◆入所前に、復帰後の不安の相談先がないこと 子どものこと・職場のこと・家族のこと

◆入れる入れないはともかく、選択肢が多い分、 「自分&子どもに合った」園を選ぶ視点が育つ 幼稚園選びと逆にその視点が狭まる保育園選び

職場復帰の方にひろばが機能する意味

⇒第2子産んだ後に、また気軽に戻ってくる場として

土曜日など休日も顔を出してくれる場として

地域に軸足を置ける場として

復帰後も応援し合える当事者同士の情報交換ができる場として

2008年度幼稚園保育園新卒記念

「幼稚園を選ぶ前に・・・」

～聞いてみよう・話してみよう・考えてみよう～

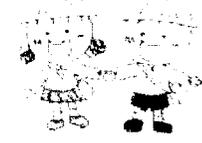
幼稚園について知りたいこと、

疑問に思っていることを

これから園選びをする方や先輩お母さんと

座談会形式で話し合ってみませんか？

コーディネート：開成学院大学人間環境学部准教授 大豆生田啓友先生



日時：7月2日(月) 10:00～12:30

受付開始 9:30

場所：港区地城子育支援拠点駅

JR東横線 地城駅 徒歩7分 TEL 540-7420 / FAX 540-7421

定員：25組(要予約先着順)

参加費：1人500円

保育：1歳以上のお子さんは座談会中、別室で保育致します。

参加費の他に別途、保育費：500円(お子さん一人)必要。

保育申込みされた方は、9:30受付となります。

*1歳未満のお子さんは会場に同室となります。

キャンセルについて

保育申込み後のキャンセルは、必ず6/30(土)正午までにご連絡下さい。
それ以降のご連絡の場合は、保育費が徴収されているため、保育費のキャンセルができません。
保育費のお金戻りはいたしませんこととなります。ご了承下さい。

★事前申込の上、費用は当日お支払い下さい。

幼稚園座談会のお知らせ

親が選ぶ前に必要な視点

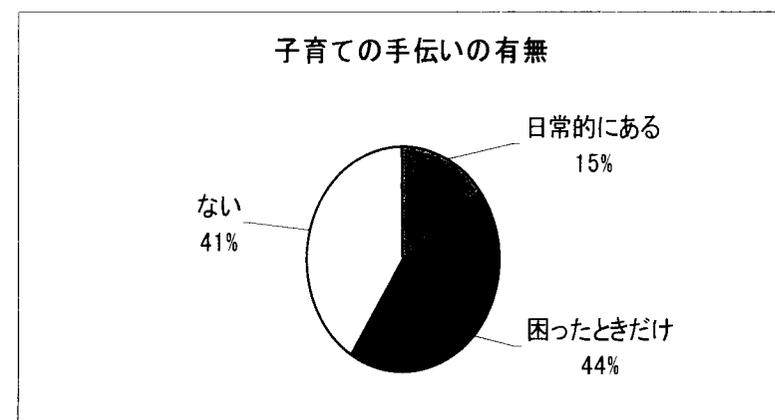
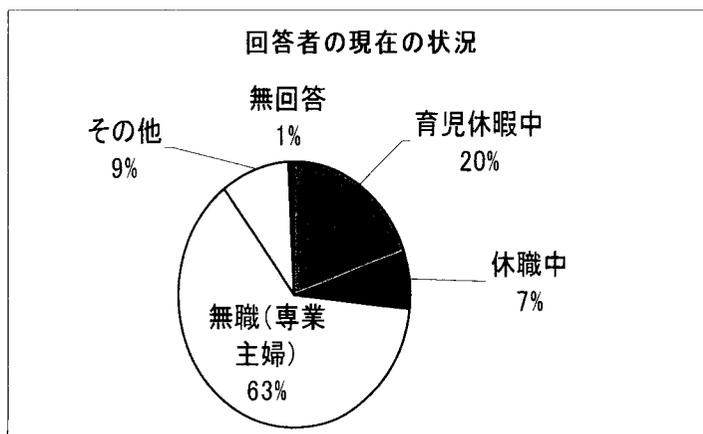
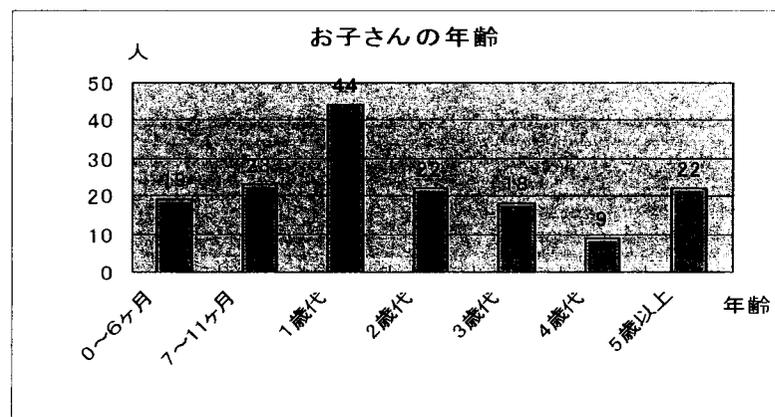
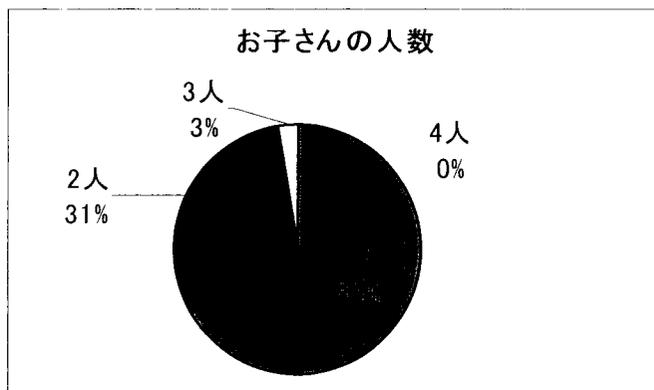
- ◆ 本当の意味で今「選ぶ」ことができるのか？
 - … 保育・預かりに必要な視点を届ける情報が足りない
ノウハウや分かりやすさで判断せざるを得ない
現行のままで、選ぼうという意欲や選択肢があるのかどうか？

 - ◆ 親が乳幼児期と一緒に過ごそうという気持ちをまずは十分に尊重できる社会か？？
 - … 預ける＝第三者に委ねざるを得ない育児の構造
都市型の子育て環境としては特異かも知れないが、入れる入れないの悲鳴によって、保育の質を「主体的に選ぼう」という段階にはまだ来ていない。
そういう中での市場化原理は子育て家庭のより孤立化を招く恐れがないか
- ⇒ 多様なニーズに対応するために全てが『保育園入所』だけを取り上げることが今、得策だろうか？？？

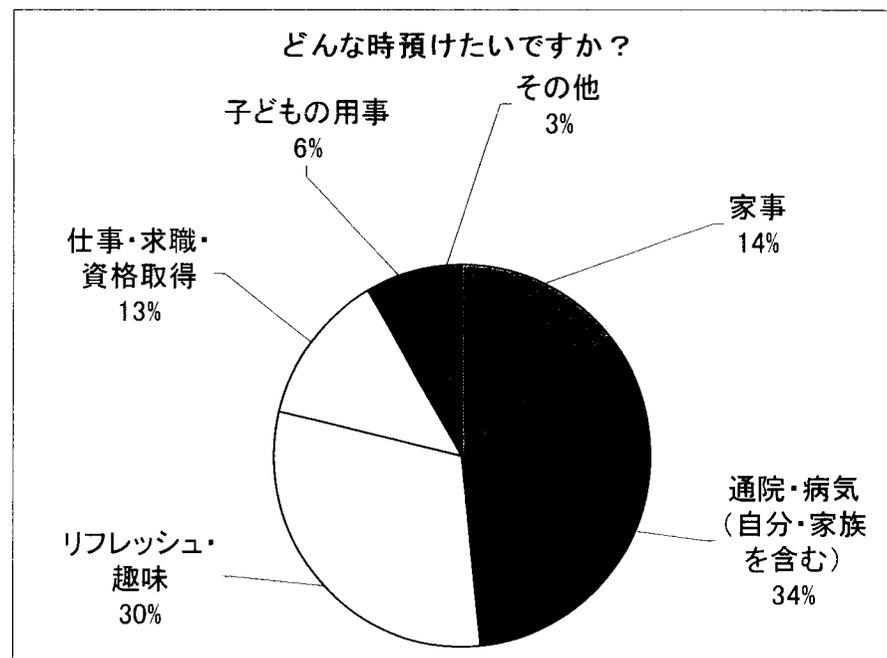
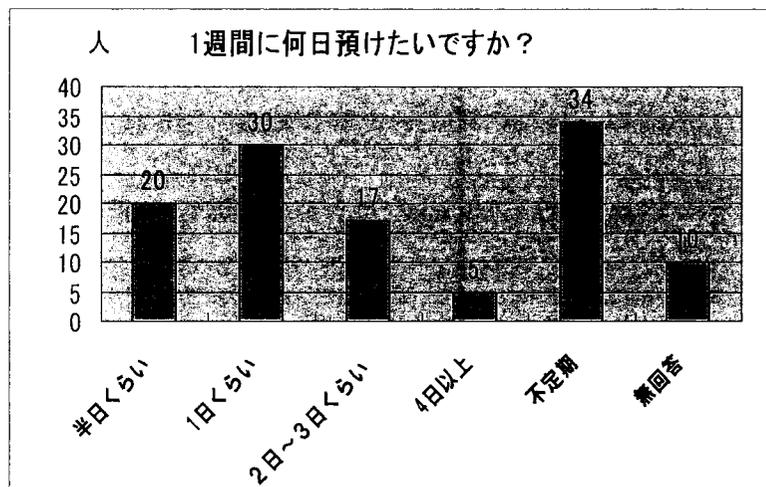
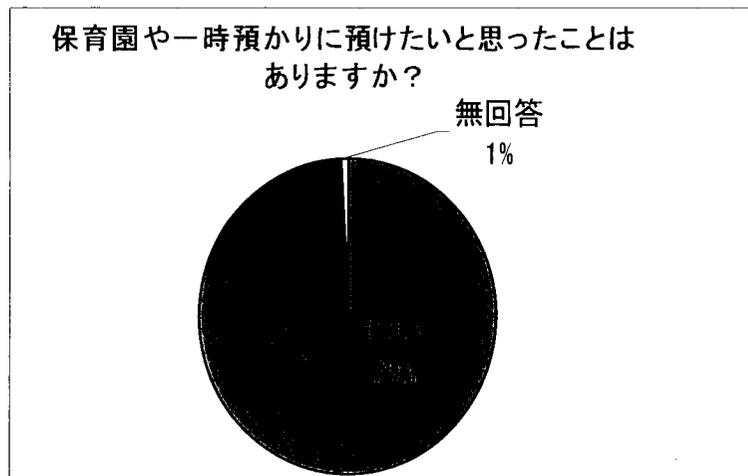
ひろばから見る保育への潜在的預かりへのニーズ分析 その①

保育・預かりへのニーズ調査(3日間のひろば活動での集計結果から 総数116枚回収)

【属性】



ひろばから見る保育への潜在的預かりへのニーズ分析 その②



育児期の親が希望する働き方

- ◆30歳～55歳(子年齢が1歳～小学校就学)まではパートが約半数であり、「短時間・残業免除」希望が多い。

1) 一時預かりについての預けたいという人が80%もいるにも関わらず、実際に使ったことのある人は15.6% (平成20年3月末のどろっぷひろば利用者アンケート結果より)。

⇒在宅子育て家庭にとってみたら「預ける」行為のハードルは高い

2) 子育ての負担感から預けたい(幼稚園児の年少3年保育への要望が毎年高くなってきている)・体力の限界

⇒地域でフラッと託せる・一預かりの場の面的整備の必要性

3) 「働きたい」ニーズの精査による保育サービスを決め細やかに整える

⇒フルタイムでの勤務希望・・・安心して預けられるまでのプロセスを

応援する仕組み 例)品川区の事例

⇒パート・不定期勤務希望・・・幼稚園の預かり保育や一時預かりでカ

バーすることはできないか？

実態から考えられる視点 ②

- ◆ 一時預かり事業・ファミリーサポート事業を含めた地域子育て支援メニューの充実を図ることで、「保育所入所を希望する」いわゆる「待機児児童」「潜在的ニーズ」を軽減することは可能ではないか！？段階的な保育ニーズの掘り起こしが必要では？

- ◆ 契約化を十分な利用者保護のもとに実行すること
(介護保険制度や支援費制度と同じ道をたどるとすると・・・！？)
 - ・実行のための計画的整備
 - ・情報提供と相談支援
 - ・苦情解決の仕組みの整備
 - ・サービス提供機関の育成と専門職の養成 労働条件の改善
 - ・利用者参加のシステムを築く など・・・

間接的支援を実施する必要性が発生＝総合的な行政責任が重しとなる可能性は？
ケアマネジメント体制の整備は問われないか？

最後に・・・

地域に軸足を置きながら、保育を含めた

すべての子育て家庭への基盤整備の時期ではないか？

★子どもの育ち

★生活保障

★家族状況

★ワークライフバランス、
生涯設計の尊重

★親としての働く意欲、
スキルの活用、社会参加

★親の子育てする権利
したい権利

ニーズ

★産後ヘルパー

★ファミリーサポート

★保育ママ

★幼稚園

★保育園

★プレ幼稚園

★幼保一体園

★緊急サポート

★一時保育

★グループ保育 他

受入体制・支援サービス形態

×

×

財源

機会均等
(公平性)

地域特性

将来予測

↑ ↑ ↑ ↑ ↑

将来的に誰がこの仕組みを支えていくのか！？

保育・預かりへのニーズ調査 記述部分詳細

アンケート記述式部分の抜粋

◆（育児休暇中の方に）復帰にあたっての課題があればご自由にお書き下さい

- ・保育園に空きがない
- ・4月の入園はフルタイムでも厳しい（特に0才児と1才児）
- ・自分や夫が病気の時、対応できるかどうか
- ・認可保育園の基準が低い（園庭がないなど）
- ・一時預かりの予約が困難
- ・保育園が少ない
- ・保育園選び
- ・子どもの送り迎え（保育園、小学校）
- ・フルタイムではなく 働く時間の軽減が出来るかどうか
- ・子どもが伝染性の病気に罹った時の対応
- ・お迎えに夫が行けない
- ・育児と仕事の両立と、保育園への信頼
- ・入園時期に合わせて 復帰を早めなければならず損
- ・子育ては予定通りにいかないため、子どもが病気の際 仕事の時間が守れるか心配
- ・入園の空きがないため きょうだいと同じ保育園に入れるか不安
- ・年度の途中から入園が可能かどうか
- ・短時間勤務制度の実現が望ましい

◆（全員に）子育て中でどんな時が大変だと感じられますか？ご自由にお書き下さい

『自分ひとりで子育てを担い、逃げ場がない』

- ・病気の時に 夫の仕事が忙しい時
- ・入院した時、病気でなくても疲れがひどく動けなくて 一人で寝たい時
- ・子どもと二人きりの時間が一日の大半を占め 逃げ場がない
- ・夫は朝早く、帰りも遅い。子どもと顔を合わせるのは日曜の休みだけなので 子どもが夫になれず 息抜きできない
- ・夫の理解がない
- ・大人同士の会話が減り 孤独感を感じる
- ・24時間べったり一緒だと ホッとする時間が持てない
- ・自分の体調が悪い時でも 育児は休めない
- ・周囲に頼れる人がいないので、急な用事（通院など）に預ける先がない
- ・夫の帰りが遅いので、一人で世話をしなければならない
- ・一緒に居すぎて 余裕がある状態とはいかず、自身が本意なまま 子どもにあたってしまう
- ・妊娠中、子どもを一人で風呂に入れなければならない
- ・実家が遠く、イザという時 頼れる人がいない
- ・上の子と下の子が同時に甘えてくる時
- ・朝と夕方は 忙しすぎて目が回る
- ・疲れがとれにくく 休息がまとめてとれない
- ・この大変さがいつまで続くのだろうか・・・
- ・自分が精神的にも 肉体的にも辛い時に頼れる人がいない

- ・自分の時間が全くない
- ・妊娠中でお腹が大きい為、上の子を連れての行動は辛い
- ・2人目が産まれ まだ自分が思うように動けない時、上の子が遊びたがり
悩んだ
- ・授乳期間中、ひきこもりがちになった
- ・子どもと友人の関係でトラブルが起きた時
- ・親身になって相談にのってくれる方がいたら良いと思う
- ・子育てがこんなに大変だとは思わなかった。仕事のほうが頑張っただけの成果もあり
効率よく片付けられる。仕事のほうが楽に思う・親が体調不良の際、子どもが一人で
遊ばなければならず かわいそうに思う

『子どもが手におえない』

- ・買い物がゆっくりできない
- ・家事などで手が離せない時に 子どもがぐずった時
- ・子どもが何事にも「イヤ」と言う時
- ・子どもを寝かしつける時
- ・公共の場で 大泣きされた時
- ・ママ以外の人に泣く事
- ・子どもが手に負えない程ぐずった時や、子どもの気持ちを分かってあげられない時
- ・夜中に泣いて 全く寝てくれない時
- ・子どもの体調が悪い時は 何日も外出が出来ない
- ・雨で公園に行けず、一日中 子どもと家の中に居る時
- ・まだ物事の分別がつかず 言葉も通じないため、四六時中 見ていなければならない
- ・外遊びなど 体力がついていかない
- ・子どもが夜中起きてしまった時、自分も眠れない

『子育ての環境について』

- ・子連れで出かける場所が少ない
- ・夫以外 話し相手がいない
- ・産後、上の子を保育園に預けたかったが 空きがなかった
- ・アパートの階段を3階まで上がる時
- ・南武線がいつも混んでいて ベビーカーで乗れない
- ・川崎駅にエレベーターを設置して欲しい
- ・一時預かりを気軽に安価で いつも利用できるようにして欲しい
- ・安心して遊ばせる公園が近所がない
- ・子育てには お金がかかる
- ・お友達作り
- ・保育園に入れるかどうか、信頼して預けられる保育園があるのか、仕事との
両立ができるのだろうか
- ・一時預かり専門の保育園が欲しい。「一時預かりしています」といっても
実際は やってなかったり 入れない所が多い
- ・気軽に預ける所があれば もっと子どもを産んでも良いかと思う
(できれば保育料一時間 1000円以下、行政の補助も欲しい)
- ・正社員として働いても時間短縮の場合、二人預けると保育料が高すぎて
何の為に働いているのかとってしまう。パートのほうが良いのかも
- ・転勤などの引越して 新しい土地に行った時の情報収集 (幼稚園、学校、医療関係)

認可外保育施設、保育の質に関する追加の意見

セレーノ 杉山千佳

◎ 認可外保育施設について

前回は述べましたが、認可外保育施設のなかでも、もっとも行政の目の届いていない施設に対しては、早急に何らかの対策を打ち、少しでもよい環境のなかで子どもが過ごせるよう、取り組むべきだと思います。

具体的には、

(すぐできること)

- ・ 認可外保育施設の認可化移行支援に係る補助制度をもっと手厚く、利用しやすくできないか。
- ・ 都道府県が把握している認可外保育施設について、市町村も連携して対応できるよう体制を整える。市町村の子育て支援情報が、認可外施設にも十分行き渡るよう、配慮。
- ・ 従事者の質の向上のため、自治体内の認可保育園の現役保育士が定年などでリタイアしたばかりの経験豊富な保育士が、一定期間、その保育施設の保育にかかわり、実地を通して、様々なアドバイスを行ってはどうか。
- ・ 従事者の質の向上のため、認可保育園との保育士間の人事交流のようなことをしてはどうか。

(中期的に進めていくこと)

- ・ 認可外保育施設の経営状況、問題点などをヒアリングして、どのような対応策が有効か検討を行う。
- ・ 認可外保育施設において従事している保育士が6割にとどまるという現状や、ボランティアな一時保育には無資格者も相当数いることを踏まえ、認可基準を満たすよう引き上げていく過程において、経過的に、保育士をホームヘルパーのように1級、2級、3級といった段階制にしていくことも検討していく必要があるのではないかと。

保育士を標準としながら、サブで保育する場合は保育資格がなくてもいい、ただし、経験年数やボランティア経験などを問うとか、自治体などが

主催する子育て支援講座などの修了者とか。

さらに、ソーシャルワーク的なより専門性の高い保育・子育て支援を行う場合はさらにレベルの高い保育士資格を用意するとか。

◎ 保育の質に関して

- ・ 先日の清原委員の発言を受けて感じたことですが、公設公営の保育園には、民間ではできない、別の大切な役割があると思います。

自治体の財政事情に合わせて、どんどんと民営化を進めていくのではなく、公設の保育園を一定程度は残す、それに対して、国としてなんらかの支援を行うということとはできないか。

- ・ 先日の資料の中の、秋田先生がおまとめになった「保育環境の質尺度の開発と保育研修利用に関する調査研究」は、特に興味深く読ませていただきました。

ことに、保育の質をみるときに大きく2つの方略があること（より教師中心でより学業志向のカリキュラムや方法か、より地域に根ざした、子ども中心のホリスティックなカリキュラムか）や、「方向性の質」「構造の質」「過程の質」「操作性の質」「子どもの成果としての質」などいくつかの「質」の整理が体系的になされていること、質の評価の数量的実証をめざすアプローチではなく、理念的、思想的に保育の質をめぐる議論を実践の事実にも雄づいて行おうとする研究があるという指摘などは、初めて知るものでした。

「保育の場であるセンターをサービス提供の場としてではなく、地域の多様な声の交流するフォーラム、アリーナとし、保育の質を外部から評価する評価の言語ではなく、園は子どもや他者との出会いによって自己との対話を始める場として、意味生成の言語で語ることの必要性を説く。保育の質の評価は、地域文化にねざした市民参加のプロセスであり、保育過程の記録を行いその記録をもとに対話し省察を行う行為であるドキュメンテーションはそのために不可欠な行為と捉えられている」（資料P39）といった研究があることは、正直なところ、たいへん驚きました。

もし、時間的に可能であれば、秋田先生にOECD各国のそうした動向をご説明いただく機会を設けていただければ、たいへんうれしいのですが。

以上。

第3回次世代育成支援のための 新たな制度体系の設計に関する 保育事業者検討会資料(抜粋)

○少子化対策特別部会における保育サービスの質に 関するこれまでの議論について(議論の項目)……………	1
○前回委員よりお求めのあった資料……………	7
○棕野委員提出資料……………	10
○佐久間委員提出資料……………	12
○山口委員提出資料……………	14

少子化対策特別部会における 保育サービスの質に関するこれまでの議論について (議論の項目)

5 保育サービスの質(1) (議論の項目)

- 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築
- 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方
- 保育所職員の配置基準のあり方
- 保育士の養成・研修のあり方
- 保育士の労働条件の整備・改善
- 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方
- その他

6 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上) (議論の項目)

- 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化
- 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題
- 認可保育所に対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保
- 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点
- 定員要件のあり方(小規模なサービス形態)
- 保育士資格要件の必要性
- 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上
- 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い
- その他

(参考)

1 制度改革の検討が必要となっている背景について(議論の項目)

- 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性
- 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性
- 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性
- 働き方の多様化等を踏まえ利用者視点にたった仕組みとする必要性、選択性の向上
- 保育所と利用者が向き合いながら、質の向上を促す仕組みの要請
- すべての子育て家庭への支援の必要性
- 地域の保育機能維持の必要性
- 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性・効率性・公的役割の明確化の要請
- その他

2 保育サービスの必要性の判断基準(議論の項目)

- 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応
 - ・ 就労時間帯を問わない保障の方向性
 - ・ 就労量に応じた保障の方向性
 - ・ 求職中の取扱い
- 利用者の必要量に応じたサービス量の認定の仕組みの必要性・保障すべき上限量
- 同居親族要件のあり方
- 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容
- 国による最低限保障されるべき範囲の明確化と、その上での地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み
 - ・ 地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題
 - ・ 母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に保障の必要性の高い子どもの利用保障
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)
- その他

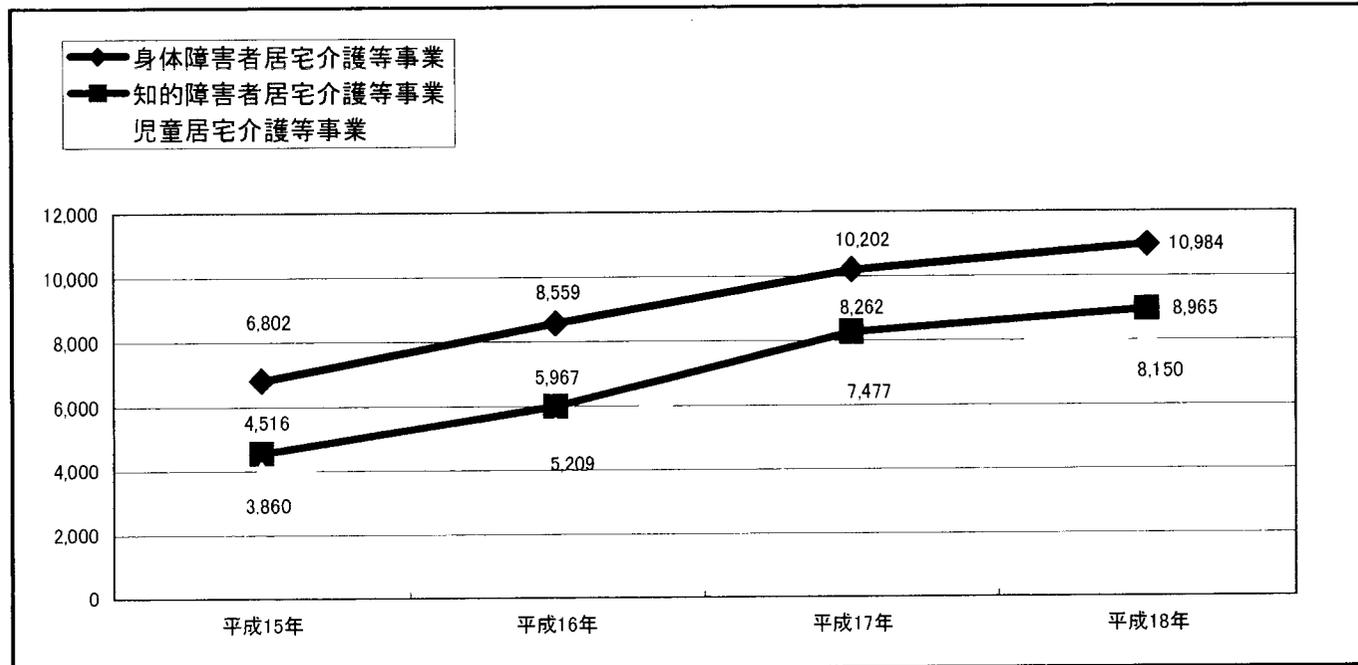
3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて(議論の項目)

- 現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の強化の仕組み
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み) (再掲)
- サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている現行の仕組みの課題
- サービス提供基盤の整備責任の明確化
- 認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性
- 保育所と利用者の当事者間でサービスの向上等に取り組むことを促す仕組み
- 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮
- 所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性
- 給付費の支払い方式
- 利用者負担の徴収方法
- その他

4 多様な提供主体の参入について(議論の項目)

- 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題
- 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて
- 地域の保育機能維持のための視点
- 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題
- 運営費の用途範囲制限、会計基準の適用に係る課題
- 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
- その他

○ 平成15年の支援費制度施行後の身体障害者居宅介護等事業所等の数の推移について



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	H15→H18	年平均伸び率
身体障害者居宅介護等事業	6,802	8,559	10,202	10,984	161.5%	約20.5%
知的障害者居宅介護等事業	4,516	5,967	8,262	8,965	198.5%	約32.8%
児童居宅介護等事業	3,860	5,209	7,477	8,150	211.1%	約37.0%

資料出所: 社会福祉施設等調査

	370市区町村 (待機児童が1名以上)		84市区町村 (待機児童が50名以上)		全国	
		全国に占める割合		全国に占める割合		
全人口	74,081,777	58.0%	42,300,133	33.1%	127,771,000	
うち20～39歳全人口	22,983,052	68.0%	12,440,022	36.8%	33,823,000	
女性人口	37,653,244	57.5%	21,520,308	32.9%	65,461,000	
うち20～39歳女性人口	11,285,776	65.6%	6,118,221	35.6%	17,193,000	
利用児童数 (認可保育所)	0歳	53,395	60.5%	32,719	37.1%	88,189
	1歳	138,950	53.9%	77,207	30.0%	257,757
	2歳	170,286	51.5%	93,297	28.2%	330,644
	3歳未満児	362,631	53.6%	203,223	30.0%	676,590
	全年齢児	991,395	49.0%	532,073	26.3%	2,022,173
待機児童数	19,550	100.0%	14,784	75.6%	19,550	
認可保育所数	9,453	41.6%	4,952	21.8%	22,720	
うち社会福祉法人営	4,722	46.7%	2,509	24.8%	10,117	
うち営利法人営	110	-	86	-	-	
認可外保育施設数	6,240	86.1%	3,623	50.0%	7,249	

※1 「全人口」「女性人口」のうち、「全国」の数値は総務省「人口推計年報」(H19.10.1)。

※2 「全人口」「女性人口」のうち※1以外、「利用児童数」及び「待機児童数」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H20.4.1)。

※3 「全人口」「女性人口」のうち「370市区町村」「84市区町村」それぞれの内数である20～39歳人口には、広島県府中市、庄原市及び安芸高田市の数値は集計中のため含んでいない。

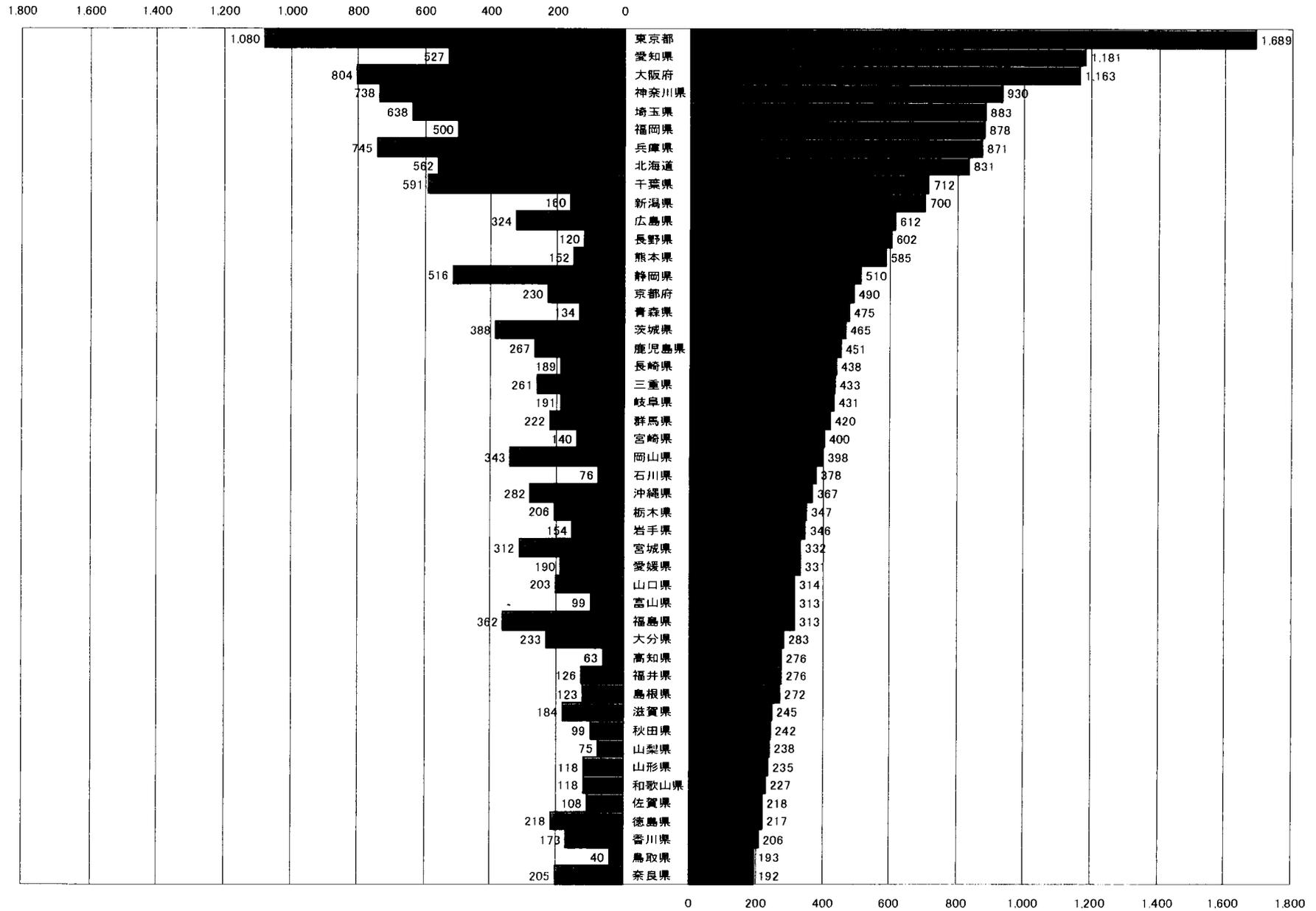
※4 「認可保育所数」のうち、「370市区町村」及び「84市区町村」は厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H18.10.1)。

※5 「認可保育所数」のうち、「全国」は厚生労働省統計情報部「社会福祉施設等調査」(H18.10.1)。

※6 「認可外保育施設数」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(原則H19.3.31)。

都道府県別幼稚園数、保育所数

■ 幼稚園数 ■ 保育所数



量的拡大と質の確保についての意見と事業者委員へのご質問

平成20年10月23日

棕野美智子

1 保育所の保育サービスの質の確保について

家庭的保育、ファミリーサポート・ベビーシッターのような、形態の異なるサービスは別として、保育所については、質の確保のためには認可保育所であることが必要です。親の所得状況によって差があってはならないのと同様、親の働き方によっても子どもが受ける保育の質に差があってはならないと考えます。したがって、認可保育所と認可外保育所の2階建てという意見には反対です。質の確保のためにも、都市部における認可保育所のスピード感を持った量的拡大が必須です。

ただ、ニーズに供給が追いつかない間、やむをえず、認可外保育所を利用する子どものために、その質を底上げするための公費助成は必要と考えます。また、私保連がご提案されているホーム保育も代替措置として有効であろうと考えます。

2 量的確保のためのシステム改革について

都市部における多様なニーズに、認可外保育所が対応できて、認可保育所が対応しにくい理由は何でしょうか？また、認可保育所について、社会福祉法人だけでは対応しにくい理由は何でしょうか？

これは、社会福祉法人の認可保育所の努力不足というような問題ではなく、システムの問題だと考えます。

	認可（社福）	認可（企業）	認可外
① 入所受け入れ	市町村を通さないと受け入れられない	同左	ニーズに対応して直接受け入れができる
② 施設の新増設	寄付、市町村、国の補助がないとできない	自由な資金調達でできる (ただし、国等の補助はない)	同左
③ サービス基準	ある	ある	ない
④ 運営費の公的助成	ある	ある	ない

③のサービス基準は、ない方が量的拡大には効果的だとしても、質の確保のためになくすわけにはいきません。④の運営費の公的助成はあった方が量的拡大にはプラスのはずです。

したがって、①の入所受け入れについて、直接契約・個人給付にし、②の施設の新増設について、運営費に減価償却分を上乗せすることにより、補助や寄付に頼らないで施設整備ができ、また賃貸もできるようになることで、社会福祉法人立認可保育所の量的拡大も進むと考えます。

もし、この他にも、認可外保育所は対応できて認可保育所がニーズに対応できない理由や認可保育所について社会福祉法人だけではニーズに対応しにくい理由及びそれらの改善提案がありましたらお聞かせ願いたく、よろしくお願い申し上げます。

3 認可保育所の保育の質の改善について

全国保育協会の指摘される「待機児童対策を優先して、定員の弾力化運用を行うことによる保育環境の劣化の防止」のためにも、スピード感をもって都市部における認可保育所定員の量的拡大を進めることが最優先だと考えます。

また、職員の処遇改善のために必要な運営費の増額を検討するには、保育士の報酬なども含めた、経営実態のデータが必要になると考えます。併せて、その時々々の財政状況・政治状況に左右されない、財源の確保と安定化につながるような制度改革を考える必要があります。

認可外保育所の認可保育所化について

平成20年10月27日
株式会社ベネッセスタイルケア
佐久間 貴子

弊社で運営している認可外保育所は、東京都認証保育所1園、横浜保育室2園（ほか事業所内保育施設1園）とわずかですが、いずれも同じ保育方針で運営しており、常勤職員はすべて有資格者とするなど保育の質を確保しています。（一般的に言っても、東京都認証保育所や横浜保育室など地方自治体が補助している認可外保育所は、いずれも国が定める児童福祉施設最低基準に準じた地方自治体の基準を満たしています。）

これらが認可保育所（給付対象となるサービス）となることができない理由、なるばあいの課題には、次のようなものがあります。

■ 地方自治体独自の認可基準の廃止・緩和について

弊社で運営している認可外保育所の1園は、国が定める児童福祉施設最低基準は満たすものの、地方自治体が上乘せしている次のような基準を満たさないため、認可を受けることができないものがあります。

- ① 屋外遊戯場（園庭）を付近の公園、広場等で代替する場合には、専用の屋外遊戯場を基準面積の1/2以上、又は、プール遊び等のできる場所を確保すること
- ② 福祉のまちづくり条例に基づき、児童福祉施設を新設する場合には、車いすで利用できるエレベーターや障害者用のトイレを設置すること

こうした基準を廃止・緩和し、国が定める基準を満たせば認可保育所となることができれば、一部の認可外保育所の認可保育所化が進むことと考えます。

■ 都市部における運営費額の増額について

弊社で運営している認可外保育所の別の1園は、国が定める児童福祉施設最低基準は満たすことができるものの、当該地方自治体では、株式会社は認可保育所に対する地方自治体独自加算が受けられないことから認可を受けていません。

前回、「保育所運営費用に対する補助について、保育所を設置する法人の類型にかかわらず、できるだけ同様の補助をいただきたい」と申し上げましたが、そもそも地方自治体独自加算がないと都市部では保育所が運営できないこと自体が問題と考えています。

つきましては、保育所の経営実態の調査を行い、都市部における保育所運営費額を国が適正に定めていただきますよう、要望いたします。

■ 認可外保育所の利用者の利用継続について

弊社で運営している認可外保育所では、週に2～3日就労する保護者も利用されています。認可外保育所を認可保育所にするを進めると同時に、「保育に欠ける要件」を見直し、その家庭が保育を必要とする時間に応じて保育を提供することが可能になるよ

う、要望いたします。

	認可保育所		認可外保育所	
	社会福祉法人	株式会社	東京都認証保育所 横浜保育室 等	その他
① 入所 受け入れ	市町村を通さないと受け入れられない	市町村を通さないと受け入れられない	ニーズに対応して直接受け入れができる	ニーズに対応して直接受け入れができる
② 施設整備 補助	ハード交付金あり	ハード交付金なし	ハード交付金なし	ハード交付金なし
③ サービス 基準	国が定める基準	国が定める基準	地方自治体が定める基準	なし
④ 運営費の 公的助成	国が定める補助あり 都市部地方自治体によっては加算	国が定める補助あり 都市部地方自治体によっては加算 (一部)	地方自治体による補助あり	なし

椋野委員への回答及び株式会社立認可保育所の促進について

平成 20 年 10 月 27 日
株式会社 J P ホールディングス
代表取締役 山口 洋

I. 椋野委員への回答

1. 保育所の保育サービスの質の確保について

必ずしも認可保育所という形態でなければ質の確保ができないというわけではない。

例えば、東京都の認証保育所では施設整備基準は認可保育所と同じであり、施設長の基準に至っては必置で、その要件も児童福祉施設で 1 年以上の経験がある有資格者とされ、さらに一般職員も派遣を認めない等認可基準より高度に設定されている。職員の基準は有資格者 60%以上としているが、実際には 85%は有資格者であり、更に残りも幼稚園教諭の資格を持っている等実質的には認可保育所と変らない制度でもある。

また、東京都内では第三者評価の受審率は認可保育所より認証保育所の方が高い等、質の向上に努力していると考えられる。東京都による指導監査での指摘事項については認可保育所と認証保育所では同数程度であり、設備や態勢上の遜色はない。

離職率の問題について現状ではデータがないが、開園後経過年数が同じ認可保育所と比較した場合、有意の差は感じられない。但し、東京都認証保育所制度が出来て 7 年目であるため、それより長いケースでは比較出来ない。また、民改費等の制度がない事を考えると長期の間同じ施設で労働するインセンティブが働きにくいと言える。それゆえに、認可外施設で高い質で運営されている施設には、補助金を付与する事により職員の待遇を向上する事が必要である。また、補助金を交付する事により公の監理の下に、置き指導を徹底することが出来る。これは実証済みである。

2. 量的確保のためのシステム改革について

認可保育所が多様なニーズに対応出来にくい理由の第一は、認可制度にある運営費の硬直性にある。運営費の使用にあたっては、あらかじめ決められた費目にしか認められず、仮に経営努力(工夫)によって経費を少なく抑えたとしても他に流用することが出来ない。また、自治体によって事業に制限が行われている現状もある。

第二に、都市部において認可保育所は他施設との競争がないため、経営者が硬直的思考(保育はかくあるべき等)をしている場合や、利用者ニーズを理解していない場合、あえて面倒なサービスを行うインセンティブがないと判断される場合が多いからである。

3. 認可保育所の保育の質の改善について

都市部での量的拡大をした場合の問題は、保育の質をどのように担保するかである。

現在、東京や神奈川での保育所定員拡大は深刻な保育士不足を生じさせている。このことは経験の浅い保育士の増加を意味するため質の低下を招くことになる。

加えて保育士資格の緩和等の議論があるが、資格基準の緩和は保育の専門家としての誇りと地位を低下させ、専門性の研究や専門家としての知識や技術を向上させる努力を減少させることに繋がる。むしろ資格取得の際、学校での単位にとどまらず、他の資格と同じように国家試験を課すことにより、専門性を向上させ、保育士資格への誇りを意識することができる。また、高度な資格が保護者を含めた社会からの尊敬の念を惹起することになり、保育士の社会的地位を向上させ保育の質を改善することになると考えられる。

よって、国家試験を前提とするのであれば、保育士の不足分を准保育士制度等の二段階にすることで対応しても良いと考える。

I. 株式会社立の認可の促進について

現状の制度では種々の規制のため株式会社の参入に制約がある。保育サービスを行う場合、社会福祉法人と株式会社の間には保育の質に何ら理論的、科学的差異がないにもかかわらず、一方にだけ制約が多いのは不公平である。同時に、株式会社という社会資源を活用しないのは保育サービスにおける日本の損失であると考えられる。よって、イコールドフットイングを実現することで、特に都市部で、質の向上をさせながら、量的拡大が出来ると思える。

●株式会社の中にはすでに膨大なインフラを持っている会社が多数ある。

1. 巨大な資本を蓄えた株式会社が参入することによって、資金的な問題では保育所設立の制約がなくなる。
2. 保育所開園は多くの職員を募集し教育しなければならないが、すでに人事システムが構築されているため大量採用や集合研修が可能である。
3. 認可保育所の運営には膨大な事務作業を強いられるが、本部の管理システムが既に構築されている。
4. 事業を拡大する場合、経営者並びに何らかのモチベーションアップが必要であるが、インセンティブを含め態勢づくりに長けている。

●配当について

配当は公的資金の福祉事業以外への流出との批判があるが、配当は金利と同じ性格である。社会福祉法人では（独）医療福祉機構や銀行より資金を調達し金利を支払うが、株式会社では間接金融（銀行）と直接金融（資本市場）のどちらか安い方から資金調達できる分、合理的である。しかも直接金融の場合、返済しない事や利払い（配当）しない事も可能で、大変リスクの少ない資金調達となる。

●営利主義ではないか？

本来、理論的には利益は手段であって目的ではないと信じる。その目的は企業毎に異なるが、本来は社会への貢献であり、企業活動そのものが社会貢献となり、反社会的企業は結局は淘汰される。

また、利益だけを目的とし質の低い保育を行っている事業者では認可保育所の場合、自治体からの認可は得られることはない。少なくとも多数の施設経営を受託することはない。